

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江南市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る風水害等の災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の万全を期するとともに、社会秩序及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、江南市防災会議が江南市の地域に係る防災計画として作成する「江南市地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 江南市防災会議は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。（災害対策基本法第42条）

2 江南市地域強靭化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条において、市町村が策定する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、江南市地域強靭化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ア 市民の生命を最大限守る
- イ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ウ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- エ 迅速な復旧復興を可能とする

3 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

災害対策の基本は「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成する。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等

第4節 市地域防災計画の作成または修正

市防災会議は、市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、この計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「だれもが主役、みんなで築く、みんなの郷土」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいとどまって、洪水などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 江南市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 愛知県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするとき、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。

また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

(附属資料)

- ・第13-5「災害対策基本法における関係機関に関する指定」

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内 容
市	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 災害広報を行う。 (4) 避難の指示を行う。 (5) 被災者の救助を行う。 (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (7) 水防活動及び消防活動を行う。 (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (10) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。 (11) 消防、水防、浸水対策及び救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (12) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (13) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (15) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (16) 被災者生活再建支援法に基づき、県から委託された被災世帯主に対する支援金の支給に関する業務を行う。 (17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。
--	--

2 県及び県関係機関

機関名	内 容
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。 (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 (4) 災害広報を行う。 (5) 避難の指示を代行することができる。 (6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (12) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。 (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (14) 消防、水防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (15) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。 (16) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (23) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (24) 名古屋飛行場の防災対策を実施する。 (25) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。
愛知県江南保健所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害救助法に基づく医療及び助産を行う。 (2) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
愛知県一宮建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共土木施設に対する応急措置を行う。 (2) 公共土木施設の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
愛知県江南警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (6) 人命救助を行う。 (7) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。 (9) 警察広報を行う。 (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。 (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

3 指定地方行政機関

機関名	内 容
名古屋地方気象	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発

台	<p>表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・協力をを行う。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>
中部地方整備局	<p>(1) 災害予防</p> <p>ア 降雨、河川水位などについて観測する。</p> <p>イ 木曽川・長良川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川中流・木曽川下流・長良川下流) 沔濫注意情報、渇濫警戒情報、渇濫危険情報、渇濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>ウ 木曽川、長良川の水防警報を行う。</p> <p>エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。</p> <p>オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。</p> <p>カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>ア 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。</p> <p>イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。</p> <p>ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。</p> <p>エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。</p> <p>オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・各災害対策用機会等を被災地支援のため出動させる。</p>
国土地理院中部 地方測量部	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。
--	--

4 自衛隊

自衛隊	<p>自衛隊は、災害派遣要請者（県知事）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。</p> <p>なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況の把握を行う。 (2) 避難の援助を行う。 (3) 遭難者等の捜索救助を行う。 (4) 水防活動を行う。 (5) 消防活動を行う。 (6) 道路又は水路の啓開を行う。 (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。 (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。 (9) 給食及び給水を行う。 (10) 入浴支援を行う。 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。
-----	--

5 指定公共機関

機関名	内 容
独立行政法人 市再生機構	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 避難所の設置に係る支援を行う。 (3) 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) 血液製剤の確保と供給を行う。 (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 (6) 義援金等の受付及び配分を行う。 なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。
日本郵便株式会社	<p>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 (4) 被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
東邦瓦斯株式会社（※）	<ul style="list-style-type: none"> (1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 <p>（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）</p>
中部電力株式会社、（※1）、株式会社 J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。 <p>（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）</p> <p>（※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。）</p> <p>（※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）</p>
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

社、西濃運輸株式会社	
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (6) 気象等警報を市へ連絡する。 (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
KDDI株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期回復を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの

	要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトーヨーカ堂、イオングループ株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

機関名	内 容
愛知県尾張水害予防組合	(1) 水防施設、資機材の整備と管理を図る。 (2) 水防計画の策定及びその推進を図る。
一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。 (3) 死傷者の救護及び処置を行う。 (4) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
一般社団法人愛知県LPGガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容										
各土地改良区	<p>土地改良区の管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強又は変更を行うとともに災害復旧を行う。</p> <p>なお、市域に關係のある土地改良区及びその管理する主な用排水路は、下表のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;">土地改良区名</td><td style="width: 50%;">水 路 名</td></tr> <tr> <td>江南市土地改良区</td><td>般若用排水路</td></tr> <tr> <td>宮田用水土地改良区</td><td>宮田用水路 新般若用水路</td></tr> <tr> <td>丹羽用水土地改良区</td><td>丹羽用水路</td></tr> <tr> <td>昭和用排水土地改良区</td><td>昭和用排水路</td></tr> </table>	土地改良区名	水 路 名	江南市土地改良区	般若用排水路	宮田用水土地改良区	宮田用水路 新般若用水路	丹羽用水土地改良区	丹羽用水路	昭和用排水土地改良区	昭和用排水路
土地改良区名	水 路 名										
江南市土地改良区	般若用排水路										
宮田用水土地改良区	宮田用水路 新般若用水路										
丹羽用水土地改良区	丹羽用水路										
昭和用排水土地改良区	昭和用排水路										
一般社団法人尾 北医師会江南支 部	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。										
愛知北農業協同 組合江南支店	(1) 農業者に対して、災害対策の指導を行うとともに、必要資機材のあっせん及び融資を行う。 (2) 災害広報について、市に協力する。										
江南商工会議所	商工業者に対して、災害対策の指導を行う。										
日本赤十字社愛 知県支部江南市 地区赤十字奉仕 団	被災者の救助活動及び義援金品の募集について、市の防災活動に協力する。										
危険性物質等の 施設管理者	石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者は、災害の発生を予防し、及び被害の拡大を防止するため防災管理上必要な措置を講じ、防災活動について市に協力する。										
不特定かつ多数 の者が出入りす る施設の管理者	病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、当該施設の利用者の安全を確保するため必要な措置を講ずる。										
その他重要な施 設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。										

(附属資料)

- ・ 第2-2「防災体制図」
- ・ 第13-6「災害対策基本法における関係機関に関する規定」

第4章 災害の想定

第1節 災害想定の基準

計画の作成の基礎として想定した主な災害

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

(1) 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

ア 台風による災害

伊勢湾台風と同程度の規模の台風が襲来した場合を想定する。

イ 集中豪雨等異常気象による災害

昭和51年9月の集中豪雨と同程度の災害を想定する。

ウ 大規模な火災

昭和病院火災と同程度の災害を想定する。

エ 危険物の爆発等による災害

オ 可燃性ガスの拡散

カ 有毒性ガスの拡散

キ 航空機事故による災害

ク その他の特殊災害

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- ・ 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された浸水想定区域

第2節 市の現況

1 市域

江南市は、名古屋市の北約20キロメートル、濃尾平野の北部に位置し、東部は丹羽郡扶桑町、大口町に、西部は一宮市に、南部は岩倉市、小牧市に、また北部は木曽川を隔てて岐阜県各務原市に隣接しており、市域は次のとおりである。

(1) 市役所の位置

江南市赤童子町大堀90番地

東経 136度52分24秒

北緯 35度19分44秒

(2) 広さ

ア 面積 30.20 平方キロメートル

イ 周囲 32.0 キロメートル

ウ 東西 6.125 キロメートル

エ 南北 8.760 キロメートル

2 地形及び地質

地形は、過去1万年にわたり木曽川及びその支川により形成された犬山扇状地及び自然堤防卓越

地帯から成り、標高が最高約37メートル、最低約12メートルと高低差がほとんどなく、大部分が平坦地であり、北東部から南西部へおよそ500分の1のこう配を有する。

犬山扇状地は、市の大部分をおおい、犬山市を中心とする半径約12キロメートルの大扇状地で粗粒な砂れき層により構成されている。自然堤防卓越地帯は、市の南部をおおい、洪水たい積土が畠状の微高地をなす自然堤防とそれに囲まれた後背湿地から成り、砂れき粘土層により構成されている。

地質は、犬山扇状地及び自然堤防卓越地帯とともに約1万年前から現在に至るまでの間に形成された新生代第四紀の沖積層である。

3 河川及び水路

市内を次の河川及び水路が流れる。

- (1) 一級河川木曽川水系木曽川及び木曽川南派川並びに庄内川水系五条川及び青木川
- (2) 二級河川日光川水系日光川
- (3) 宮田用水路、新般若用水路、般若用排水路、丹羽用水路及び昭和用排水路

4 気候

気候は、表日本式の温暖な気候区に属している。しかしながら、広大な濃尾平野を隔てて1,000メートル級の伊吹、養老、鈴鹿の山脈があるだけで、しかもわずか120～160キロメートルの近距離で日本海に通じており、このため寒冷期には、北陸型の天候、例えば季節風による降雪がしばしばみられる。

なお、江南市消防本部観測の気候及び降雨量は、次のとおりである。

(平成17年～平成21年)

種類／月	1	2	3	4	5	6
平均気温 (°C)	4.6	5.4	8.5	14.2	19.0	23.2
降雨量 (mm)	48.2	78.2	120.5	103.6	174.0	191.2

種類／月	7	8	9	10	11	12	平均
平均気温 (°C)	26.5	28.1	25.0	18.8	12.1	6.5	15.9
降雨量 (mm)	253.8	166.3	135.9	115.7	69.2	64.0	126.7

最高気温 39.7°C 平成6年8月7日

最低気温 -6.0°C 昭和59年12月25日 昭和61年1月8日 平成11年2月4日

日最大降雨量 267mm 昭和51年9月9日 平成12年9月11日

5 人口

令和2年3月31日現在の人口及び世帯数は、次のとおりである。

人口 100,478人 世帯数 41,558世帯

6 交通

市内を通る主な道路及び鉄道は、次のとおりである。

(1) 道路

- ア 国道155号線、主要地方道江南関線、名古屋江南線及び一宮犬山線
- イ 県道鹿子島南小渕線、井之口江南線、小渕江南線、小口岩倉線、小折一宮線、西之島江南線、布袋停車場線、江南木曽川線、若宮江南線、宮後小牧線、江南停車場線、里小牧北方江南線、浅井犬山線、下般若東野線、草井羽黒線及び江南羽島線

(2) 鉄道

名古屋鉄道株式会社犬山線 [名古屋市交通局地下鉄3号線との相互直通運転] (江南駅及び布袋駅)

第3節 災害の記録

市域並びに市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼした主な災害は、次のとおりである。

1 台風

(1) 伊勢湾台風 (昭和34年9月26日)

最低気圧 958.5 hPa
最大風向風速 南南東 37.0 m/s
総雨量 104.2 mm
(観測点 名古屋地方気象台)

被害 人の被害 死者7人、重傷者13人、軽傷者161人
住家被害 全壊265戸、半壊285戸、床下浸水778戸
人口 48,257人 (昭和34年3月31日現在)
世帯数 8,736世帯 (昭和34年3月31日現在)

(2) 第二室戸台風 (昭和36年9月16日)

最低気圧 971.7 hPa
最大風向風速 南南東 28.7 m/s
総雨量 81.1 mm
(観測点 名古屋地方気象台)

被害 不明

2 集中豪雨

(1) 昭和36年6月24日～27日

総雨量 343.4 mm
(観測点 名古屋地方気象台)

被害 不明

(2) 昭和51年9月8日～14日

総雨量 546.3 mm
時間最大雨量 47.0 mm
(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 57世帯、床下浸水 1,243世帯
田畠の冠水 465.2 ha
人口 91,655人 (昭和51年8月31日現在)
世帯数 23,366世帯 (昭和51年8月31日現在)

(3) 平成 12 年 9 月 11 日～12 日 (東海豪雨)

総雨量 267.0mm

時間最大雨量 60.0mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 46 世帯、床下浸水 415 世帯

人口 99,257 人 (平成 12 年 9 月 30 日現在)

世帯数 33,031 世帯 (平成 12 年 9 月 30 日現在)

(4) 平成 20 年 8 月 28 日～29 日 (平成 20 年 8 月末豪雨)

総雨量 174.0mm

時間最大雨量 54.0mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 5 世帯、床下浸水 125 世帯

人口 102,046 人 (平成 20 年 8 月 31 日現在)

世帯数 37,674 世帯 (平成 20 年 8 月 31 日現在)

(5) 平成 21 年 6 月 22 日 (平成 21 年 6 月 22 日豪雨)

総雨量 55.5mm

時間最大雨量 22.0mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 0 世帯、床下浸水 107 世帯

人口 102,249 人 (平成 21 年 6 月 30 日現在)

世帯数 38,011 世帯 (平成 21 年 6 月 30 日現在)

(6) 平成 23 年 8 月 23 日 (平成 23 年 8 月 23 日豪雨)

総雨量 138.5mm

時間最大雨量 79.5mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 85 世帯、床下浸水 478 世帯

人口 101,681 人 (平成 23 年 8 月 31 日現在)

世帯数 38,473 世帯 (平成 23 年 8 月 31 日現在)

(7) 平成 23 年 8 月 27 日 (平成 23 年 8 月 27 日豪雨)

総雨量 55.0mm

時間最大雨量 30.0mm

(観測点 江南市消防本部)

被害 床上浸水 29 世帯、床下浸水 174 世帯

人口 101,681 人 (平成 23 年 8 月 31 日現在)

世帯数 38,473 世帯 (平成 23 年 8 月 31 日現在)

(附属資料)

- ・ 第3-3(1)「江南市浸水マップ (平成 12 年東海豪雨)」
- ・ 第3-3(2)「江南市浸水マップ (平成 20 年 8 月末豪雨)」
- ・ 第3-3(3)「江南市浸水マップ (平成 21 年 6 月 22 日豪雨)」
- ・ 第3-3(4)「江南市浸水マップ (平成 23 年 8 月 23 日豪雨)」
- ・ 第3-3(5)「江南市浸水マップ (平成 23 年 8 月 27 日豪雨)」
- ・ 第3-3(6)「江南市浸水実績図」

3 火災

(1) 昭和病院火災

ア 日時

(イ) 出火日時	昭和 33 年 3 月 14 日 15 時 55 分
(ロ) 覚知時刻	〃 16 時 6 分
(ハ) 覚知方法	一般加入電話
(タ) 鎮火時刻	昭和 33 年 3 月 14 日 20 時 15 分

イ 場所

(イ) 所在地	江南市大字古知野字熱田 50 番地
(ロ) 名称	愛知県厚生農業協同組合連合会 昭和病院

ウ 気象状況

(イ) 天気	晴
(ロ) 風向	北西
(ハ) 風速	10m/秒

エ 焼損面積

4,044 m²

(2) サン・ファイン㈱江南工場火災

ア 日時

(イ) 出火日時	平成 10 年 12 月 30 日 04 時 05 分
(ロ) 覚知時刻	平成 10 年 12 月 30 日 04 時 48 分
(ハ) 覚知方法	119
(タ) 鎇火時刻	平成 10 年 12 月 30 日 10 時 34 分

イ 場所

(イ) 所在地	江南市高屋町大松原 155 番地
(ロ) 名称	サン・ファイン㈱江南工場

ウ 気象状況

(イ) 天気	くもり
(ロ) 風向	凧
(ハ) 風速	0m/秒

エ 焼損面積

21,214 m²

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るために行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保
	市、警察署、その他の防災関係機関	2(1) 自主防災組織への啓発及び指導 2(2) 自主防災組織のリーダー養成 2(3) 自主防災組織を指導及び育成する重点項目
	自主防災組織	3 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の促進	企業	1(1) 生命の安全確保 1(2) 二次災害の防止 1(3) 地域との共生と貢献
	市、商工団体等	2(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2(2) 相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市及び県における措置

- (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市及び県は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を

実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市及び県は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 業務継続計画の策定

市及び県は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。

また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市及び県における措置

(1) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

市は、「江南市自主防災組織設置要綱」に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ 自主防災組織に対する援助

自主防災組織に対する防災資機材の貸与及び自主防災組織が実施する防災訓練に対して

は、訓練指導及び訓練用資機材の提供等の援助を行うものとする。

また、自主防災活動の活性化を図るため資機材助成を実施する。

ウ 自主防災組織等の環境整備

市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

エ 自主防災組織の支援

市は、自主防災組織がN P O・ボランティア等（以下「N P O・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

また、県はこの取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市及び県は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に發揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びN P O・ボランティア関係団体等との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平常時から自主防災組織、N P O・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のN P O等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

（附属資料）

- ・ 第13-7 「江南市自主防災組織設置要綱」
- ・ 第13-8 「江南市自主防災組織助成要綱」

2 市、警察署及びその他の防災関係機関における措置

市、消防本部、警察署などの防災関係機関は、自主防災組織の自主的な性格を判断しながら、啓発及び指導を図るものとする。

(1) 自主防災組織への啓発及び指導

自主防災組織が行う防災活動、防災訓練等を事前に把握し、これらに参画して各種活動を通じて啓発及び指導を図る。

(2) 自主防災組織のリーダー養成

組織活動の充実を図るとともに、組織活動を高めるためのリーダー養成を行う。

(3) 自主防災組織を指導及び育成する重点項目は、次のとおりである。

- ア 火災警報等の異常気象等の認識
- イ 各種防災演習、防災訓練等の実施
- ウ 防災広報紙、ポスター等の発行
- エ 防災映画会、講習会、研究会、座談会等の開催
- オ 講演会の開催
- カ 防災相談の開催

3 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

4 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材などを整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市及び県は、あらかじめ平常時において定期的に次の①から④等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

- (1) 市は、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。
- (2) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- (3) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。
- イ 市及び県は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンター及び広域ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。
- (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催
- 市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。
- また、市及び県は、ボランティアコーディネーター養成講座の開催に努めるとともに、市が養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するコーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を受講させるものとする。
- なお、市は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。
- (3) NPO・ボランティア関係団体等との連携
- 市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。
- (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発
- 市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。
- また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生などが日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。
- (附属資料)**
- ・ 第13-9「愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱」

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 水、雨水出水等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第3節 浸水想定区域における対策 2、3 参照

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（B C P）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（B C P）の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（B C P）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（B C P）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市及び県は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構

築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

■ 基本方針

- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市土の保全を図る。
- 水災による被害の軽減を図るために、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 河川防災対策	市	1(1) 河川維持修繕 1(2) 河川改修 1(3) 総合治水対策 1(4) 流域治水プロジェクト 1(5) 予想される水災の危険の周知等 1(6) 水災害連携の連絡会・協議会
	水防管理者	3 浸水被害軽減地区指定
第2節 雨水出水対策	市	1(1) 公共下水道事業 1(2) 都市下水路事業
第3節 浸水想定区域における対策	中部地方整備局、県	1(1) 区域の指定 1(2) 市町村への情報提供
	県	2(1) 区域の指定 2(2) 市町村への情報提供
	市	3(1) 江南市町村地域防災計画に定める事項 3(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 3(3) 市長の指示等
	要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置	4(1) 計画の作成 4(2) 訓練の実施 4(3) 自衛水防組織の設置
	大規模工場等の所有者又は管理者における措置	5(1) 計画の策定 5(2) 訓練の実施 5(3) 自衛水防組織の設置
第4節 農地防災対策	市、土地改良区	1(1) たん水防除事業 1(2) 用排水施設整備事業

第1節 河川防災対策

1 市における措置

(1) 河川維持修繕

市内には、国、県管理の法河川が4川、市の管理する準河川が2川ある。平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

準用河川及び水路等、市内を流れる各河川については、緊急度に応じて堤防の維持、狭窄部の拡幅、護岸、浚渫、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の修繕、整備を促進する。

(3) 流域水害対策

近年における都市化の進展が著しく、従来通りの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して雨水貯留施設の整備や農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

(4) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(5) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(6) 水災害連携の連絡会・協議会

ア 洪水予報連絡会

県内の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、気象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等の観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。

また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。

イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

2 県（建設局）における措置

大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

3 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

4 関連調整事項

- (1) 源頭より河口にいたる水系全流域について、重要水防箇所の実態を一貫して把握する。また、維持修繕や改修計画の策定に当たっては、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。
- (2) 総合排水的見地より都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。
- (3) 堤防及び附属施設の管理の徹底についても考慮する。
- (4) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。
- (5) 下水道管理者（市及び県（建設局））は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

（附属資料）

- ・ 第3-1「重要水防箇所」

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

- (1) 都市下水路事業
市街地の浸水解消を図るため、都市下水路の整備を推進する。
- (2) 公共下水道事業
生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、施設整備を推進する。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 地盤沈下地帯では排水不良化の傾向が顕著であるので、地盤沈下対策との調整を図るとともに、排水機等を完備するよう考慮する。
- (4) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第3節 浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置）

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川

国土交通大臣 指定	木曽川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、 豊川、豊川放水路
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5河川）

○ 水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23河川）
---------	---

2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設局）における措置）

(1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

3 浸水想定区域における市の措置

(1) 江南市地域防災計画に定める事項

江南市防災会議は、浸水想定区域の指定において当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化に努めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、(イ)の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

(ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの。

(イ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参照して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

(ウ) エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

市長が市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(附属資料)

第3-4 「水防法15条における対象施設への伝達系統」

4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練

その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

5 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置（努力義務）

大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第4節 農地防災対策

1 市及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う

2 関連調整事項

(1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

(2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第3章 事故・火災等予防対策

■ 基本方針

- 関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 鉄道災害対策	鉄道事業者	(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布 (2) 保安設備の点検 (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実 (4) 鉄道施設の防災構造化 (5) 広報活動
	市（消防機関）	(1) 救急救助用資機材の整備 (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理 (3) 防災体制の強化
第2節 道路災害対策	市	(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 (2) 道路の防災対策 (3) 実践的な訓練の実施 (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理 (5) 救急救助用資機材の整備
第3節 危険物施設の災害 予防対策	市	(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査 (2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化 (3) 化学消防車等の整備
	危険物等施設の所有者、管理者、占有者	(1) 事業所の自主点検体制の確立 (2) 必要資機材の備蓄

第1節 鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

- (1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

- (2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

- (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

- (4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を第4章「建築物等の安全化」第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

(5) 広報活動

鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

2 市（消防機関）における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

市（消防機関）は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

市（消防機関）は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(3) 防災体制の強化

市（消防機関）は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

(附属資料)

・第5-2「救助用設備等」

第2節 道路災害対策

市における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第4章第1節「交通関係施設対策」により実施する。

(3) 実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するよう努め、防災体制の強化を図る。

(4) 情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(5) 救急救助用資機材の整備

市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(附属資料)

・第5-2「救助用設備等」

第3節 危険物施設の災害予防対策

1 市における措置

(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

市は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

(2) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

市は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

(3) 化学消防車等の整備

市は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

2 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

(1) 事業所の自主点検体制の確立

ア 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ 自衛消防組織の編成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ 隣接する危険物等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(2) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

(附属資料)

- ・ 第5-4 「危険物（石油類、毒物劇物等）大量保有事業所」
- ・ 第5-5 「ガス製造、大量保有事業所」

3 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第4章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 ライフライン関係 施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 文化財保護対策	市	1(1) 防災思想の普及 1(2) 管理者に対する指導・助言 1(3) 連絡・協力体制の確立 1(4) 適切な修理の実施 1(5) 防火・消防施設等の設置 1(6) 文化財及び周辺の環境整備
第4節 防災建造物整備対策	市	(1) 公共建築物の不燃化 (2) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 (3) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 (4) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 (5) 文教施設・設備等の点検及び整備 (6) 危険物の災害予防

第1節 交通関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

市は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 施設管理者、市及び県（防災安全局、建設局）における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多層化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(i) 浸水の恐れがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(ii) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要的ものは除去する。

(iii) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(i) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(ii) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

又、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

(社)日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

水道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げしたりするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 仕切弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ仕切弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 下水道

下水道事業者（市）は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害の恐れのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び県民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

1 市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

2 平常時からの対策

- (1) 国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。
なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。
ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真
- (2) 文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、を県下3箇所に配備し、大規模災害時に備えるよう努める。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第4節 防災建造物整備対策

1 市における措置

(1) 公共建築物の不燃化

市営住宅、学校等の公共建造物の不燃化を図る。

(2) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工

を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(3) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

(4) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るために、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第5章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 都市計画のマスター プラン 等の策定	市、県	(1) 都市計画のマスター プランの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市 施設の整備	市	(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画 (2) 都市公園の整備
第3節 建築物の不燃化の 促進	市	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整 備・改善	市、土地区画整理 組合等	(1) 市及び土地区画整理組合等における措置 (2) 関連調整事項
	市	(1) 市における措置 (2) 関連調整事項

第1節 都市計画のマスター プラン等の策定

市及び県における措置

(1) 都市計画のマスター プランの策定

都市計画区域マスター プラン及び市町村都市計画マスター プランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスター プラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

市における措置

都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公

園、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、防災空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を推進し、都市全体の安全性の向上に努める。

(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画

市は、「緑の基本計画」に基づき、都市公園の整備を積極的に進めていく。

(2) 都市公園の整備

公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

(附属資料)

・ 第12-2「都市公園の現況及び整備事業」

第3節 建築物の不燃化の促進

市における措置

(1) 建築物の防火規制

前節1(1)参照。

(2) 建築物の火災耐力等増強策の促進

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000m²を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 都市計画

(1) 市及び土地区画整理組合等における措置

ア 土地区画整理

市街化区域内の未整理地域における土地区画整理事業の実施に併せて、道路、公園及び上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。また、現在事業を実施中の布袋南部土地区画整理事業については、より整備の推進を図る。

イ 街路の整備

都市計画街路は、都市活動に対応した交通処理を担うだけでなく、市民生活に欠くことのできない上下水道、通信ケーブル等の埋設、災害時の防災区画の形成や避難道路等多面

的な役割機能をもつ施設であり、主要な幹線は、情勢の変化に応じた整備を図る。

ウ 都市公園の整備

公園、緑地、広場等も街路とともに重要な防災施設である。災害時の重要な避難場所として、また、火災発生時には、延焼及び飛火を防止する防火帯、応急救助活動、物資集積等の基地として、さらには、ヘリポートとしても活用できるので、都市防災の観点から公園、緑地の規模及び配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。

(2) 関連調整事項

都市計画は都市改造、土地区画整理、公園、緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて土地や水の性状等を十分配慮し計画するよう考慮する。

2 防災街区等整備対策

(1) 市における措置

ア 建築物の防火規制

市街地における火災を防止するため、市街地の中心的な場所及び主要幹線沿いの地域を防火地域として指定して耐火建築の促進を図り、また、市街地と郊外との中間の地域は、準防火地域に指定して大規模建築又は高層ビルを耐火建築物とし、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも防火構造とすることを規定している。こうした制度の活用により安全なまちづくりの促進を図る。

イ 市街地再開発事業

密集市街地における道路、公園、広場等の都市空間の確保を図るため、市街地再開発事業の推進を図る。

(附属資料)

・ 第12-1 「防火地域・準防火地域」

(2) 関連調整事項

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、他の諸施設の防災対策と関連させ総合的な防災計画を樹立し、大きく都市計画の問題として扱うよう考慮する。

第6章 地盤災害の予防

■ 基本方針

- 降雨により発生する地盤災害の予防に万全を期すものとし、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 被災宅地危険度判定の体制整備	市・県	(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 (2) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

市における措置

地盤災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 被災宅地危険度判定の体制整備

市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された被災宅地危険度判定推進部会により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、県	1(1) 防災施設等の設備 1(2) 防災用拠点施設の設備促進 1(3) 公的機関の業務継続性の確保 1(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 1(5) 人材の育成等 1(6) 防災中枢機関の充実 1(7) 防災用拠点施設の屋上番号標示 1(8) 気象等観測施設・設備等 2 県(防災局)における措置 5 情報の収集・連絡体制の整備 6 救助・救急等に係る施設・設備等 7 物資の備蓄、調達供給体制の確保 8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 9 災害廃棄物処理に係る事前対策 10 罹災証明書の発行体制の整備
	消防機関(市)	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査
	水防機関(市)	4 水防倉庫の整備改善及び点検

防災施設・設備、災害用資機材及び体制等の整備

1 市における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するため、災害活動拠点としての機能を有する堅牢な防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。併せて、地域の自主防災会など防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるよう、総合的な施設を整備するものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、災害対

策本部を常設整備するとともに、あらかじめ情報連絡を円滑に行うことができる中枢施設や情報連絡網等の体制を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③電気・水・食料等の確保
- ④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤重要な行政データのバックアップ
- ⑥非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成に努める。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を

図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

(9) 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注)気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁へ届けることを義務づけている。

(附属資料)

- ・ 第1-1(1)「雨量観測施設、風向・風速観測施設」
- ・ 第1-1(2)「水位観測所」
- ・ 第1-2「気象予警報等の種類と発表基準」

2 県（防災局）における措置

市町村業務継続計画等の策定促進

県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

3 消防機関（市）における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

(附属資料)

- ・ 第5-1「消防施設・設備等」
- ・ 第5-2「救助用設備等」
- ・ 第7-1「備蓄資機材一覧表」

4 水防機関（市）における措置

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要ない木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

（附属資料）

- ・ 第3-2「水防施設、設備」

5 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安

全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 防災情報システムの整備

市は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、県及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、市、県及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。

さらに、災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

（附属資料）

- ・ 第4-1「無線局」

6 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

(附属資料)

- ・第5-2「救助用設備等」
- ・第7-1「備蓄資機材一覧表」

7 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(附属資料)

- ・第7-1「備蓄資機材一覧表」
- ・第14-19「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（スギ薬局）」
- ・第14-20「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（スギヤマ薬品古知野店）」
- ・第14-21「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（覚書）」
- ・第14-26「し尿処理に係る災害応援協力に関する協定書」
- ・第14-34「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（サンハウス食品株式会社）」
- ・第14-35「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（布袋食糧株式会社）」
- ・第14-36「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（森永乳業株式会社中京工場）」
- ・第14-50「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書（トラスコ中山株式壳

社・株式会社マツバ機工)」

8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 市は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要る資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮する。

9 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、江南市災害廃棄物処理計画(令和2年2月)に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 県災害廃棄物処理計画の策定

県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画(平成28年10月)に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。

(3) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

なお、市は、次の協定を締結している。

ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定

- ・内 容 一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援
- ・相手方 県内の市町村、ごみ・し尿処理関係一部事務組合及び下水道管理者（平成26年1月1日）

イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

- ・内 容 災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、分別及び処分
- ・相手方 一般社団法人愛知県産業資源循環協会（平成27年8月24日付け）

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

(付属資料)

- ・第14-7「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」
- ・第14-39「災害時における廃棄物処理等に関する協定」

10 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書

交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、効率的な罹災証明の公布のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第8章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所指定及び整備、避難計画の作成を作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象情報や避難情報の情報体制の整備	市、県、ライフルイン事業者	1 防災行政無線等の維持管理 2 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 3 Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	市	1 避難場所の指定 2 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	市	1(1) マニュアルの作成 1(2) 判断基準の設定に係る助言 1(3) 事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市、防災上重要施設の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市、県、名古屋地方気象台	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備

1 県（防災安全局）における措置

県は市に気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に情報を伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

2 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設やの施設管理者等に災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、るべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティ FM 放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

3 市、県（防災安全局）及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（L アラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

市における措置

1 緊急避難場所の指定

市は災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所の選定

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、「江南市避難場所選定基準」に基づき、必要に応じて指定緊急避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 指定緊急避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、グランド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 指定緊急避難場所における避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上とする。

ウ 指定緊急避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 指定緊急避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ、散在していくなければならない。

オ 指定緊急避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 指定緊急避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m 以上、建ぺい率 5%程度疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所

市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グランド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により、必要に応じて避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

（附属資料）

- ・第8-1「江南市避難場所選定基準」
- ・第8-3「江南市指定緊急避難場所一覧表」

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 豪雨、洪水等の災害事象の特性に留意すること。
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
 - (ア) 気象予警報及び気象情報
 - (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報
- ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- エ 区域の設定に当たっては、河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること
- オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- カ 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること。

避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点ではこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防）や名古屋地方気象台に助言を求めることがある。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あら

かじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
 - エ 緊急避難場所、避難所開放に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (イ) 給水措置
 - (ロ) 給食措置
 - (ハ) 毛布、寝具等の支給
 - (ニ) 衣料、日用必需品の支給
 - (ホ) 負傷者に対する応急救護
 - オ 避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (イ) 緊急避難場所や避難所の秩序保持
 - (ロ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ハ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (ニ) 避難者に対する各種相談業務
 - カ 災害時における広報
 - (イ) 広報車による周知
 - (ロ) 避難誘導員による現地広報
 - (ハ) 住民組織を通ずる広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
- 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
 - イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定、収容施設の確保及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。
 - ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 浸水想定区域における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）の指定を受けた区域については、本計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

本計画で具体的に定める内容については、県地域防災計画第2編第2章第4節、第3章第2節に定めるものとする。

3 避難行動要支援者の避難対策

第9章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置

市及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識

- イ 避難時における知識

- ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）
- ・洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていくことなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
- ・市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるように、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 指定避難所の指定 (2) 避難所等の整備 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者の支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策 (4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備

市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、「江南市避難場所選定基準」に基づき、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

4 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含め、感染症対策に考慮した占有面積
---------------------	------------------------------------

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティ

ション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、拡声器、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：台帳等の整備

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(4) 避難所の破損等への備え

市は避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(附属資料)

- ・ 第8-1 「江南市避難場所選定基準」
- ・ 第8-2 「江南市避難所及び収容人員一覧表」
- ・ 第8-3 「江南市指定緊急避難場所一覧表」
- ・ 第8-4 「江南市福祉避難所一覧表」

第2節 要配慮者支援対策

市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努めるものとする。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努めるものとする。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係

部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(i) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(ii) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

(iii) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

- ① 区長
- ② 自主防災組織
- ③ 民生・児童委員
- ④ 江南市社会福祉協議会
- ⑤ 愛知県江南警察署
- ⑥ 江南市消防本部
- ⑦ その他市長が認めた団体、個人

(iv) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者名簿の名簿情報を施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置をとる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画の作成等

(i) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努め

る。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を別に定める。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、当該市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(カ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

市は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム(案内用図記号)を用いるなど簡潔かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。県、市を始め防災関係機関は、防災パンフレットの作成、各種行事、防災訓練の実施等を通じ、防災知識の普及啓発に努める。

オ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(1) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(3) 施設管理者等に対する支援

市及び県の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(4) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(5) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(6) 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(7) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(附属資料)

- ・ 第3-4「水防法第15条における対象施設への伝達系統」

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県（防災安全局）における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第10章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

○ 市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制 の整備	県、指定地方行政機関	1 資料の整備
	市、県	2(1) 応援要請手続きの整備 2(2) 相互応援協定の締結 2(3) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 2(4) 訓練、検証等
	防災関係機関	3 応援協定の締結等
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	市	(1) 緊急消防援助隊 (2) 広域航空消防応援 (3) 県内の広域消防相互応援協定
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市、県	(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 (2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	市、県	1 防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

1 県（防災安全局）及び指定地方行政機関における措置

知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

2 市及び県（防災局）における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

なお、市は、次の協定を締結している。

① 災害時等における相互応援に関する協定（県内5市2町（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）

② 大規模災害時の相互応援に関する協定（藤岡市、富岡市、羽生市、春日部市、富士見市、藤沢市、藤枝市、江南市、津島市）

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、隨時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

（附属資料）

- ・第14-8「愛知県内広域消防相互応援協定」

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援協定

市長は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(附属資料)

- ・第14-8「愛知県内広域消防相互応援協定」

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

市及び県（防災安全局、各部局）における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うよう努めるとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、隨時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市及び県（防災安全局）における措置

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消

防援助隊、自衛隊、TEC-FORCE のベースキャンプ用地や、国からのパッショ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 市、県及び国は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市は、防災週間、水防月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市	1(1) 基礎訓練 1(2) 総合訓練 1(3) 広域応援訓練 1(4) 防災訓練の指導協力 1(5) 訓練の検証 1(6) 図上訓練等
	市及び私立各学校等管理者	2(1) 計画の策定及び周知徹底 2(2) 訓練の実施 2(3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	市、県、名古屋地方気象台	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	市教育委員会	1(1) 児童生徒等に対する安全教育 1(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1(3) 防災思想の普及 1(4) 登下校（登降園）の安全確保
	市（防災安全課）	2 市職員に対する防災教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施

第1節 防災訓練の実施

1 市及び県における措置

市は、防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施するものとする。

(イ) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

(ロ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

市等は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市及び県等が合同して実施するものとする。

ウ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあっては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練についても実施に努めるものとする。特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

県・市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

県・市及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

(2) 総合訓練

市は、毎年8月30日から9月5日の防災週間を中心に、市の地域における防災関係機関並びに民間企業、市民等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

(3) 広域応援訓練

市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施するよう努める。

(4) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、災害発生時間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、自主防災組織あるいは防災関係機関等が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(5) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果をとりまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(6) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部において应急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等の実施に努めるものとする。

2 市及び私立各学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動を取り得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

市、県及び名古屋地方気象台における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどを自主防災会、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、市、県及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市及び県は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 災害に関する基礎知識

イ 正確な情報の入手

ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- オ 警報等や避難情報の意味と内容
- カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 家庭における防災の話し合い
- コ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

(3) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(4) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 市教育委員会における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備

えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るために学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(i) 通学路については、警察署、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(ii) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(iii) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(iv) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

(v) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(i)から(iv)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(i) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(ii) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(iii) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市（防災安全課）における措置

市職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第12章 防災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

- 災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災に関する調査研究の推進	市	1(1) 危険地域の把握 1(2) 危険地区の被害想定 1(3) 防災アセスメントと防災マップ等の整備 1(4) 地籍調査

防災に関する調査研究の推進

1 市における措置

(1) 危険地域の把握

災害の発生のおそれのある地域ごとに、次の事項及び現況調査を行い、その実態を把握する。

ア 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、河床の状況等

イ 火災危険地域

地勢、気象、木造建物の建築面積及び平均建ぺい率、工事等特殊施設の配置、構造及び取扱品目、消防施設、設備の状況、消防水利、道路状況等

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して行う実態調査とこの調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定の実施に努める。

(3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、地域の水害や災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントの実施とコミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(4) 地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓と

なるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（江南市における組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条又は第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 要員（資機材等も含む）の配置等については、複合災害の発生も念頭に置いて行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災会議	市	1 江南市防災会議
第2節 災害対策本部の設置・運営	市	<ul style="list-style-type: none">1(1) 江南市災害警戒本部の設置基準1(2) 江南市災害警戒本部の編成1(3) 江南市災害警戒本部における要員の職務等1(4) 江南市災害警戒本部の活動2(1) 江南市災害対策本部の設置・廃止基準及び標識等2(2) 非常配備の分担任務及び動員数2(3) 非常配備の編成2(4) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告2(5) 非常配備の伝達2(6) 職員の応援
第3節 職員の派遣要請	市	<ul style="list-style-type: none">(1) 国の職員の派遣要請(2) 他市町村の職員の派遣要請(3) 職員派遣のあっせん要求(4) 他市町村の職員の応援(5) 被災市町村への市職員の派遣
第4節 災害救助法の適用	市	<ul style="list-style-type: none">1(1) 救助の実施1(2) 県が行う救助の補助
	日本赤十字社愛知県支部	2 救助の実施

第1節 防災会議

1 江南市防災会議

江南市防災会議は、江南市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するため、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づいて市長の附属機関として設置されており、災害が発生した場合は、当該災害に関する情報を収集する。

なお、市防災会議の所掌事務、組織及び運営に関する事項は、江南市防災会議条例に定める

ところによる。

(附属資料)

- ・第13-1「江南市防災会議条例」

第2節 災害対策本部等の設置・運営

1 警戒体制（江南市災害警戒本部）

(1) 江南市災害警戒本部の設置基準

江南市災害警戒本部は、江南市に注意報（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）氾濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は発生するおそれがある場合において警戒体制をとることができる。更に災害が拡大するおそれがあるとき、又は拡大したときは、非常配備体制基準に基づき江南市災害対策本部へ移行する。

(2) 江南市災害警戒本部の編成

ア 危機管理室・防災安全課

イ 都市整備部・土木課、水道部・下水道課、消防本部・消防総務課、消防署

(3) 江南市災害警戒本部における要員の職務等

ア 警戒本部は、防災安全課に設ける。

イ 部長は、危機管理室長（危機管理監）・都市整備部長・水道部長・消防長とする。

(4) 江南市災害警戒本部の活動

ア 気象情報、河川の水位、降雨情報及び災害情報等の収集

イ 道路冠水情報及び被害情報の収集

ウ 災害状況の推移による配備体制

エ 道路冠水により、災害が発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、風水害活動班の待機又は配置

オ 各情報の伝達（あんしん・安全ねっと）

カ その他必要な事項

2 非常配備体制（江南市災害対策本部）

(1) 江南市災害対策本部の設置・廃止基準及び標識等

ア 江南市災害対策本部の設置・廃止基準等

江南市災害対策本部（以下、本章において「本部」という。）は、江南市に注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）氾濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は、発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは災害対策基本法第23条第2項の規定に基づいて市長（以下本章において「本部長」という。）が設置することができる。また、災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止することができる。

なお、本部の組織及び運営に関する事項は、江南市災害対策本部条例等に定めるところによる。

また、本部員会議に関する事項は、江南市災害対策本部員会議運営要領に定めるところによる。

イ 江南市災害対策本部の標識等

（1）標示板

本部を設置したときは、標示板を防災センター玄関前に掲示する。

(イ) 標旗

防災活動に使用する自動車は、標旗を取り付ける。

(ロ) 腕章等

防災活動に従事する職員は、あらかじめ貸与された防災服その他の装備及び腕章を着用する。

(附属資料)

- ・ 第2-1 「江南市災害対策本部標識等」
- ・ 第13-2 「江南市災害対策本部条例」
- ・ 第13-3 「江南市災害対策本部要綱」
- ・ 第13-4 「江南市災害対策本部員会議運営要領」

(2) 非常配備の分担任務及び動員数

非常配備における分担任務及び各段階における動員数は、別表第1、別表第2及び別表第3による。

(3) 非常配備の編成

ア 非常配備の区分

職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、あらかじめ各課等の長は第1非常配備から第2非常配備における担当職員を定め、別に掲げる様式第1により防災安全課長へ報告するものとする。

災害応急対策活動を適確に実施するため、次に掲げる基準に該当したときは、それぞれ職員を動員し、非常配備体制をとる。

(イ) 第1非常配備

江南市に注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）氾濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が第1非常配備を指令したとき。 ※1

(ロ) 第2非常配備

江南市に木曽川（中流）氾濫警戒情報が発表され、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が第2非常配備を指令したとき。

※1 第1非常配備体制下において災害対応等の職務に従事した管理職員もみなすものとする。

イ 各課等の非常配備計画

各課等の長は、あらかじめ非常配備体制の配備内容に対処する非常配備要員（以下「配備要員」という。）及び非常配備伝達の系統を定め、所属職員に周知しておかなければならない。

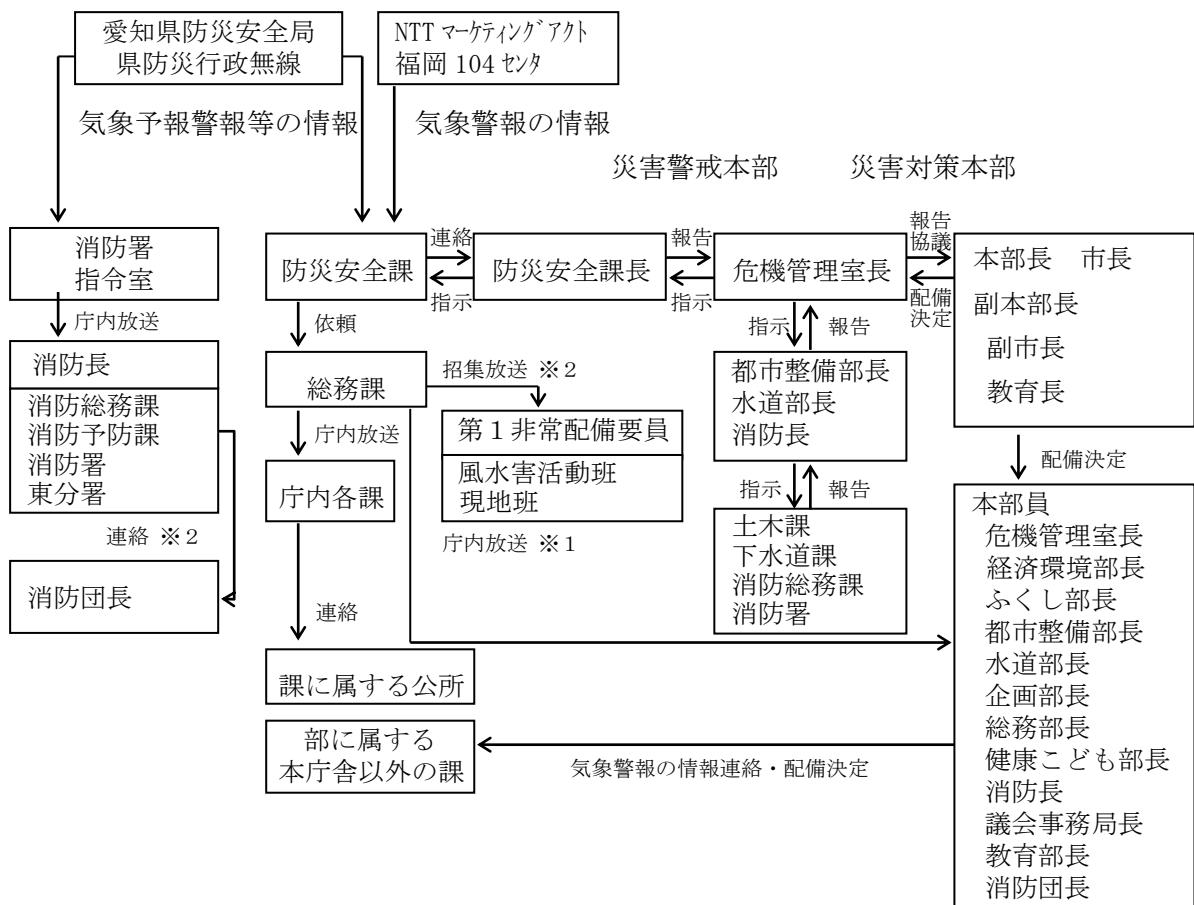
ウ 職員の非常登庁

(イ) 気象予報警報等の発表により自動的に非常配備が指令される場合は、積極的に定められた非常配備につかなければならない。

(ロ) 災害対策に關係の深い各課等の職員は、勤務時間外においても災害が発生するおそれがあるときは、以後の状況の推移に注意し、指令を待つことなく自己の判断により速やかに所定の場所に参集しなければならない。

(ハ) 道路等の損壊により、定められた災害応急対策活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策に従事する。

- a 通信連絡により所属長又は本部の指令を受ける。
 - b 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの市施設、避難場所に参集する。
- (4) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告
- 市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。
- (5) 緊急防災要員の設置等
- ア 市長等の緊急登庁
- 市長等（副市長、教育長、各部長相当職及び消防団長）は、勤務時間外に注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）氾濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は、発生するおそれがある場合は、直ちに本庁へ緊急登庁する。
- イ 緊急防災要員の指定
- 緊急防災要員（以下「要員」という。）は、居住地、職務経歴等を勘案し、市長があらかじめ指定する。ただし、消防職員等独自の計画で活動の必要がある職員にあっては除くものとする。
- (6) 班の構成等
- ア 班の構成は、総務班、情報連絡班及び現地班をもって構成する。
- イ 総務班に指定される要員は、本庁へ短時間に徒歩又は自転車等で登庁可能な職員とする。
- ウ 情報連絡班に指定される要員は、本庁へ短時間に徒歩又は自転車等で登庁可能な職員とする。
- エ 現地班に指定される要員は、短時間に徒歩又は自転車等で参集できる職員とする。
- オ 現地班には、班長、副班長及び班員を置く。
- (7) 要員数及び分担事務
- 各班の分担事務は別表第6による。
- (8) 参集基準及び場所
- 要員は、注意報以上（大雨、強風、洪水、木曽川（中流）氾濫注意情報）が発表され、かつ災害が発生し又は、発生するおそれがあるときに、本庁に直ちに参集する。
- (9) その他の職員の動員
- その他の職員の動員計画については、本節2非常配備体制の基準に基づくものとする。
- (10) 非常配備の伝達
- 非常配備の伝達は、次に掲げる系統により行うものとし、時間外における伝達は、あんしん・安全ねっと、第1非常配備員等を通じて行うものとする。
- ア 勤務時間内の伝達
- 防災安全課は、府内放送、江南市職員メール、電話又は無線により気象予報警報等の種類及び非常配備の種別を伝達する。

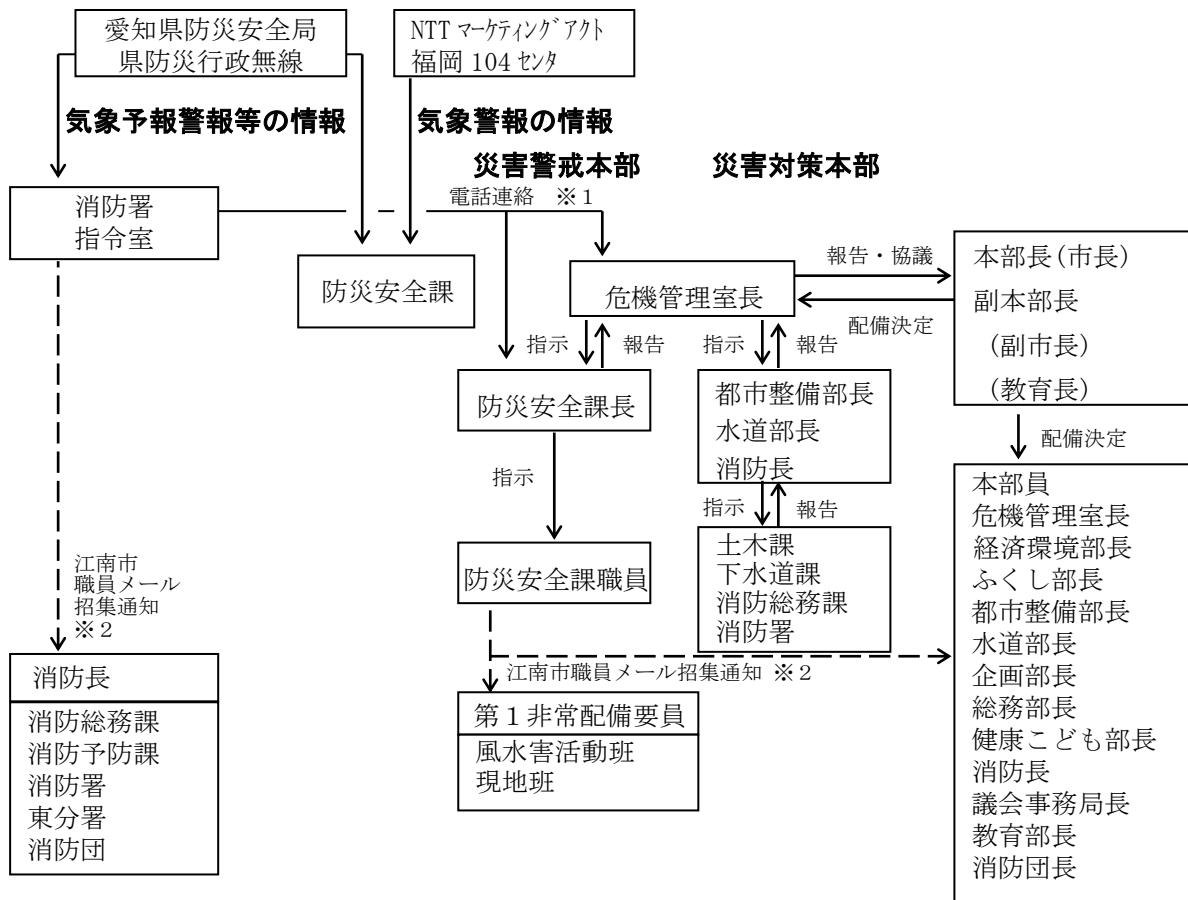


※1 警報以上の情報のみ放送を依頼する

※2 災害が発生、又は発生する恐れがある場合

イ 勤務時間外の伝達

防災安全課は、次の図により気象予報警報等の種類及び非常配備の種別を伝達する。



*1 大雨・洪水注意報、気象警報、木曽川（中流）氾濫注意情報のみ

*2 災害が発生、又は発生する恐れがある場合

第2非常配備以降の場合

第2非常配備要員に対しては、江南市職員メール招集通知及び第1非常配備要員から電話で連絡する。

ウ 勤務時間外の第1非常配備につかない職員の職務

第1非常配備につかない職員は、自己の居住地付近の災害情報を把握し、本部へ通報するよう努め、いつでも非常配備についてるように待機するものとする。

(11) 職員の応援

本部各部長は、災害対策活動を実施するにあたり配備要員が不足し、他部班の応援を受けるとするときは、次のとおりとする。

ア 他部班への応援要員

本部各部長は、自部の各班がその分担任務を処理するにあたり、配備要員が不足し、自部内他班の配備要員を動員してもなお不足するときは、別に掲げる様式第3により、企画部長に要請する。

イ 企画部長の処置

企画部長は、上記の応援の要請を受けた場合は、他の部班の配備要員を動員し派遣する。

第3節 職員の派遣要請

市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 他市町村の職員の応援

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

(5) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第4節 災害救助法の適用

1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

2 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、医療及び助産を行う。

第2章 活動態勢（県・防災関係機関における組織の動員配備）

■ 基本方針

- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
災害対策本部の設置・運営	県	1 災害情報センターの設置
	防災関係機関	2(1) 組織及び活動体制 2(2) 勤務時間外における体制の整備 2(3) 惨事ストレス対策

災害対策本部等の設置・運営

1 県における措置

県は、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市に対する県の支援体制の強化を図るため、尾張県民事務所に方面本部として、災害対策センターを設置するとともに、必要に応じて市に支援要員となる県職員を派遣する。

なお、市は支援業務の円滑な実施のために平常時から支援要員との連携強化を図る。

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

（附属資料）

- ・ 第2-2(2)「災害発生時における防災体制図」

第3章 避難行動

■ 基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間をする避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の発表、伝達	市	1(1) 市民及び所在の官公署への伝達 1(2) 気象予報警報等の伝達系統
	名古屋地方気象台	2 洪水予報の発表・伝達
	中部地方整備局	2(1) 洪水予報の発表・伝達 4 水防警報の発表・伝達
	県	2(2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 警報・注意報等の出先機関及び市への伝達
	西日本電信電話株式会社	6 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知
第2節 避難情報	市	1(1) 避難情報の発令 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告(災害対策基本法第60条第4項) 1(4) 他市町村又は県に対する応援要求
	水防管理者	2(1) 立退きの指示 2(2) 通知(水防法第29条)
	県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置	3(1) 洪水等のための立退きの指示 3(2) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有 3(3) 市長の事務の代行 3(4) 自衛隊、県警察に対する応援要請 3(5) 他市町村に対する応援指示
	県警察(警察官)	4(1) 警察官職務執行法第4条による措置 4(2) 法第61条による指示 4(3) 報告・通知等

	名古屋地方気象台、中部地方整備局	5 市長への助言
	自衛隊(自衛官)	6(1) 避難等の措置 6(2) 報告(自衛隊法第94条)
第3節 住民等の避難誘導等	市	1 住民等の避難誘導 2(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2(2) 避難行動要支援者の避難支援
第4節 広域避難	市 県	1 広域避難に係る協議 1 広域避難に係る協議 2 居住者等の運送

第1節 気象情報等の発表、伝達

1 市における措置

(1) 市民及び所在の官公署への伝達

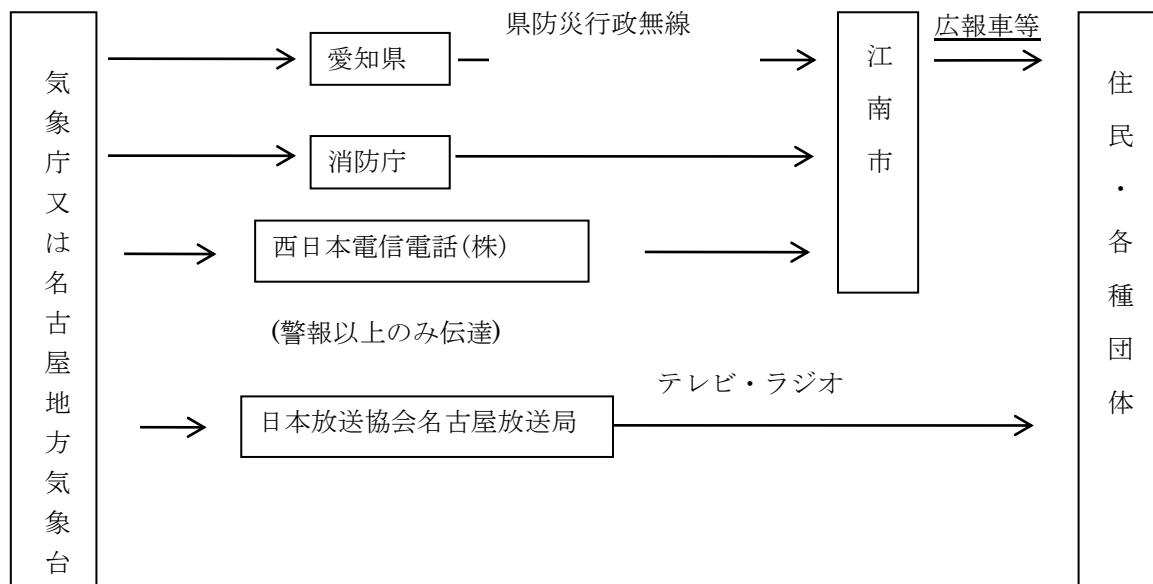
市地域防災計画の定めるところにより、必要事項を市民及び所在の官公署へ周知する。

(2) 気象予報警報等の伝達系統

ア 気象・水象に関する予報警報の伝達系統

重要な気象情報は、下記系路によって伝達される。市における情報収集は、主に県防災行政無線の一斉指令あるいは、NTT マーケティングアクト福岡 104 センタからの伝達により収集するが、本部が設置されたときは、テレビ・ラジオ放送を通じても収集する。

気象・水象に関する予報警報の伝達系統図



(注)

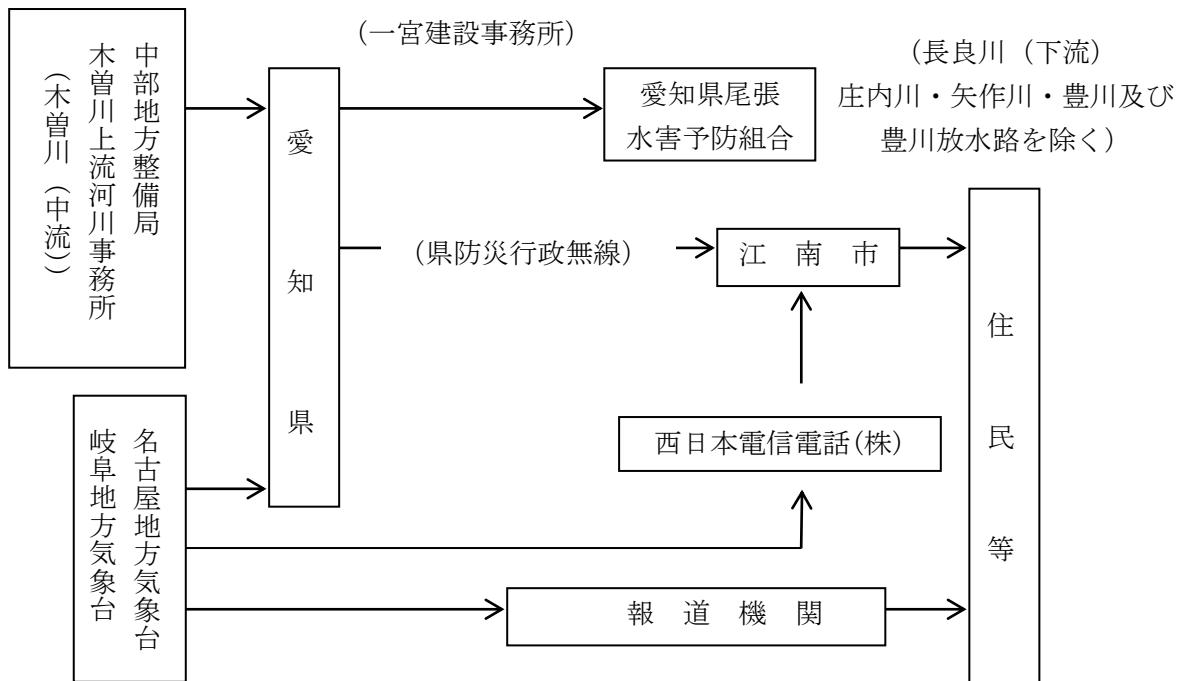
- 1 伝達方法は、名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

2 名古屋地方気象台から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

3 「通常の気象情報」、「警報又は注意報」は、県防災行政無線途絶時には、別に掲げる様式第5により受信する。

イ 洪水予報の伝達系統

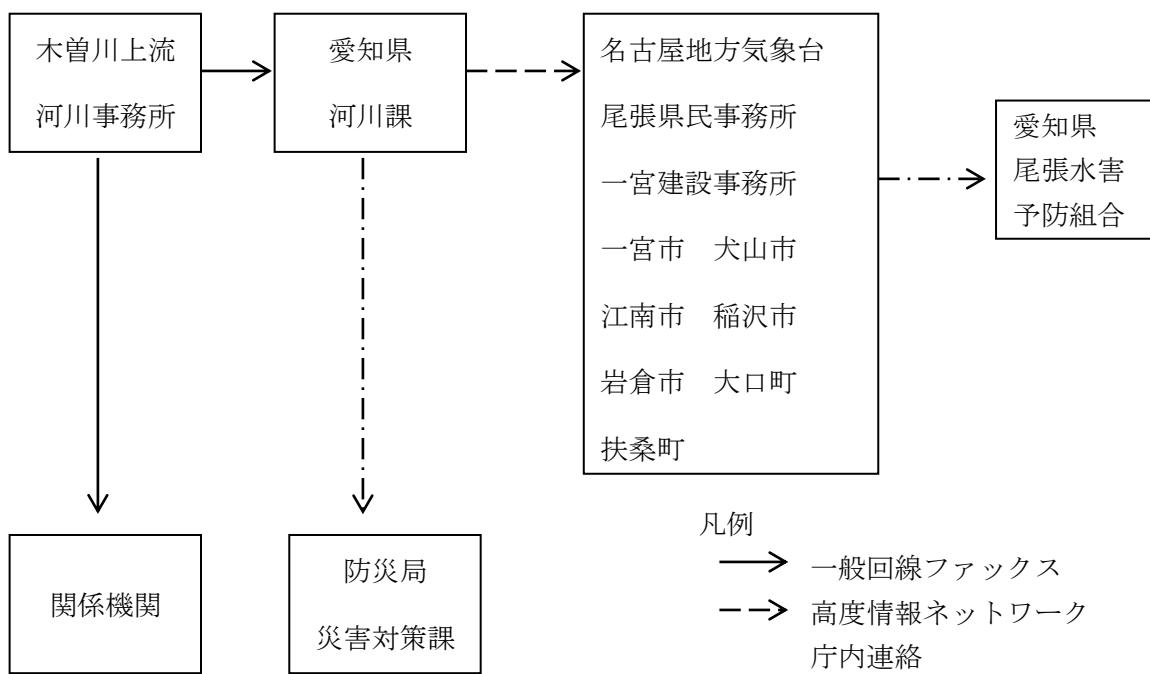
中部地方整備局木曽川上流河川事務所（木曽川（中流））・名古屋地方気象台・岐阜地方気象台の発表する木曽川洪水予報の伝達系統図



(注) 中部地方整備局木曽川上流河川事務所・名古屋地方気象台・岐阜地方気象台とが共同して発表する木曽川（中流）洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）は、愛知県建設部河川課から伝達されるので、別に掲げる様式第6により受信する。

ウ 中部地方整備局木曽川上流河川事務所が発表する木曽川の水防警報の伝達系統図

木曽川（犬山・笠松・起地区）



2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設部）及び名古屋地方気象台等における措置）

- (1) 中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。
- (2) 名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

3 洪水に係る水位情報の周知（県（建設局）における措置）

県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。

※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。

4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置）

- (1) 中部地方整備局は、木曽川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を

発表し、関係機関に連絡する。

- (2) 県は、新川、矢作古川、天白川、日光川、八田川、境川、逢妻川、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

5 県（防災安全局）における措置

県は、警報・注意報等を専用通信施設により、県の出先機関及び市に伝達する。

6 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

7 異常現象の通報

- (1) 災害の発生が予想される異常現象を発見した者は、市長、警察官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官は、直ちに市長に通報する。
- (3) 上記の(1)、(2)によって異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他の関係機関に通報する。
- (4) 市民、防災関係機関等から通報される災害情報は、別に掲げる様式第4により受信する。

第2節 避難情報

1 市における措置

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ 〔警戒レベル4〕避難指示

気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において [警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台（気象防災アドバイザー等）又は知事に対し助言を求めることができる。

(3) 報告（法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

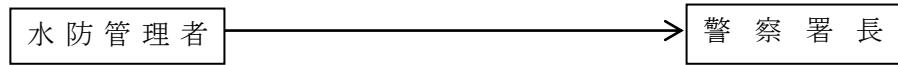
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水による氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

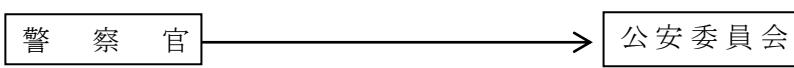
(2) 通知（水防法第29条）

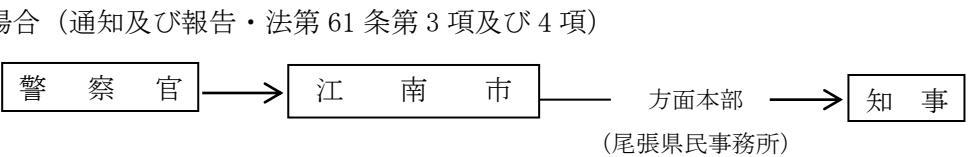


3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

- (1) 洪水等のための立退きの指示
水防管理者の指示と同様
- (2) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有
 - ア 市長への助言
知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。
また、時機を失すことなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。
 - イ ホットラインによる情報提供・共有
「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市長へ直接電話連絡を行い、避難勧告等に資する情報提供を行う。
- (3) 市長の事務の代行
知事は、当該災害の発生により市長が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。
- (4) 自衛隊、県警察に対する応援要請
県は、市からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、自衛隊、県警察へ応援を要請する。
- (5) 他市町村に対する応援指示
県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 県警察（警察官）における措置

- (1) 警察官職務執行法第4条による措置
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。
- (2) 法第61条による指示
市長による避難のための立ち退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。
- (3) 報告・通知等
 - ア (1)の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）

```
graph LR; A[警察官] --> B[公安委員会]
```
 - イ (2)の場合（通知及び報告・法第61条第3項及び4項）

```
graph LR; A[警察官] --> B[江南市]; B --> C[方面本部]; C --> D[知事]; subgraph Note [ ]; E["(尾張県民事務所)"]; end
```

5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

市長への助言

名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について

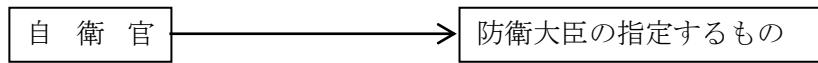
て助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

6 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、4(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



7 助告及び指示の区分

避難の助告及び指示は、避難助告と急を要する場合の避難指示に区分し、次のように定める。

(1) 避難助告

事前の避難助告は、災害に関する警報が発せられる過去の災害の発生の例、地形等から判断すれば、区域内に災害発生のおそれがある場合に行うものとし、災害の規模及び状況により、それぞれ危険地域に及ぶものとする。

(2) 避難指示

緊急避難指示は、事前避難のいとまがなく、区域内に災害の発生が確定的となった場合、又は一部に災害による被害が発生した時に居残っている者がいる場合に行うものとし、その危険地域全般に及ぶものとする。

8 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、その有効性や課題等を考慮した上で検討することとする。

(1) 伝達の方法

ア 防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）による伝達

防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）を使用し、一斉に伝達する。

イ 携帯電話による伝達

あんしん安全ねっとや緊急速報メール機能を使用して、登録者や市内滞在者へ一斉に伝達する。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 広報車による伝達

市の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

エ 個別巡回による伝達

避難を助告及び指示した時が夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合等においては、市役所、消防署、警察署の職員及び消防団員等により、関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して、口頭伝達を行う。また、自主防災組織の協力を得て行う。

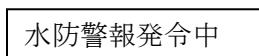
オ 信号による伝達

危険区域の住民に避難のための立退きを指示する場合は、サイレンを利用して、水防法に基づき、県が定める水防用の信号により伝達する。

水防標識と水防信号

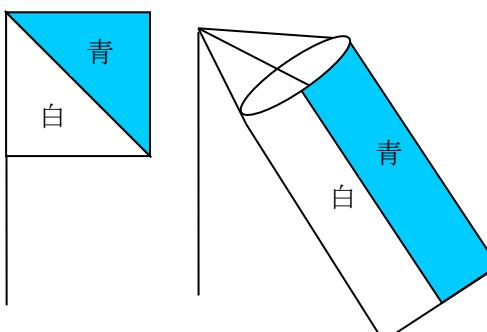
水防標識……水防警報発令の標識は、第1図、第2図の標識を用いるものとし、緊急自動車として使用する車は、優先通行を確保するため第3図の標識を掲げる。

第1図

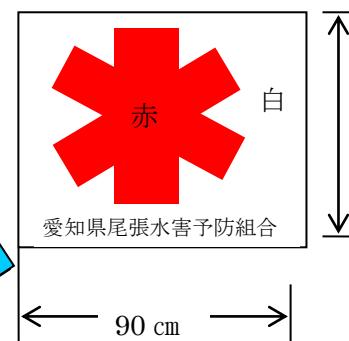


形状・大きさ適宜
青地に白字

第2図



第3図



水防信号

種類	サイレン信号
出動	約5秒 _____
避難	約3秒 _____
備考	信号継続時間は適宜とする。

カ ラジオ、テレビ放送及びインターネットを利用した伝達

ラジオ、テレビの放送局に対して、勧告及び指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

また、市長はインターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報提供の協力を求めることができる。

(2) 伝達の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難指示の理由
- ウ 避難所の名称及び所在地
- エ 避難経路（必要のある場合）
- オ 注意事項（火災、盗難の予防、携行品、服装等）
- カ その他の必要な事項

(3) 関係機関の相互連絡

市、県、警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導

1 住民等の避難誘導

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、次の事項に留意し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。
- (5) 避難の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。なお、被災地が広域で大規模な避難の移送を要し、市において処置できないときは、災害対策本部長は、知事に対し応援を要請するものとする。

2 避難行動要支援者の支援

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導
地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援
 - ア 避難のための情報伝達
避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。
 - イ 避難行動要支援者の避難支援
平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。
また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。
 - ウ 避難行動要支援者の安否確認
避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。
 - エ 避難後における避難行動要支援者への対応
地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあっては、次の内容を示すものとする。

- ア 運送すべき人
- イ 運送すべき場所
- ウ 期日

第4章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害に対する情報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるため、情報の迅速かつ的確な収集、伝達の要領等について定めるものとする。
- 災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めるものとする。
- 迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県、市及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の収集・伝達	市	1(1) 被害情報の収集 1(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1(3) 行方不明者の情報収集 1(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 1(5) 被災者台帳の作成
	県	2(1) 市への職員派遣による情報収集 2(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告 2(3) 市への連絡 2(4) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知
第2節 通信手段の確保	県、市、防災関係機関	1 通信手段の確保
	県	2(1) 災害対策用指揮車等の使用 2(2) 耐震通信施設の使用 2(3) 国と県を結ぶ緊急連絡用回線（ホットライン）の使用

第3節 広報	市	1(1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1(2) 相談窓口等の開設 1(3) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 1(4) 住民への災害広報
-----------	---	--

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（河川上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災 第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で県様式 1 により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、

最も迅速な方法により県及び国に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 県（防災局、関係部局）の措置

(1) 市への職員派遣による情報収集

県は、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分にされていないと判断される場合等、必要に応じ市に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の国への報告

市からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。

(3) 市への連絡

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(4) 県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、愛知県災害対策本部が設置又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

(5) 人的被害の数の一元的な集約・整理

県は、人的被害の数（死者・行方不明者の数）について、一元的な集約・調整を行う。その際県は、市、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部を始めとする防災関係機関が把握している人的被害の数について収集し、整理・突合・精査を行う。

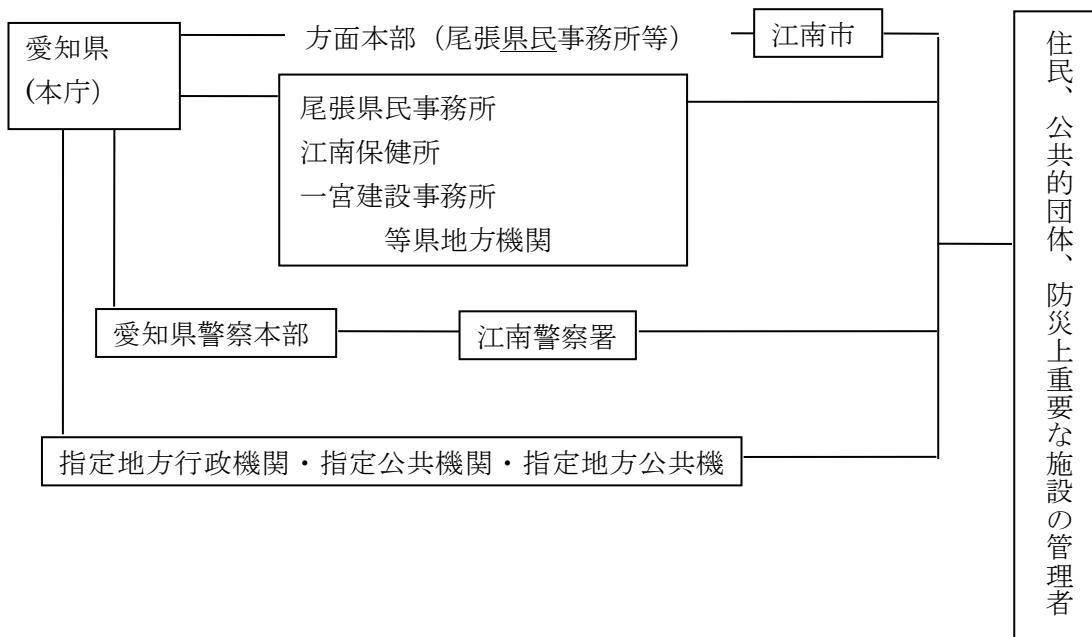
また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

なお、安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表については、別に定める公表方針に基づき実施するものとする。

3 被害状況等の収集、伝達ルート

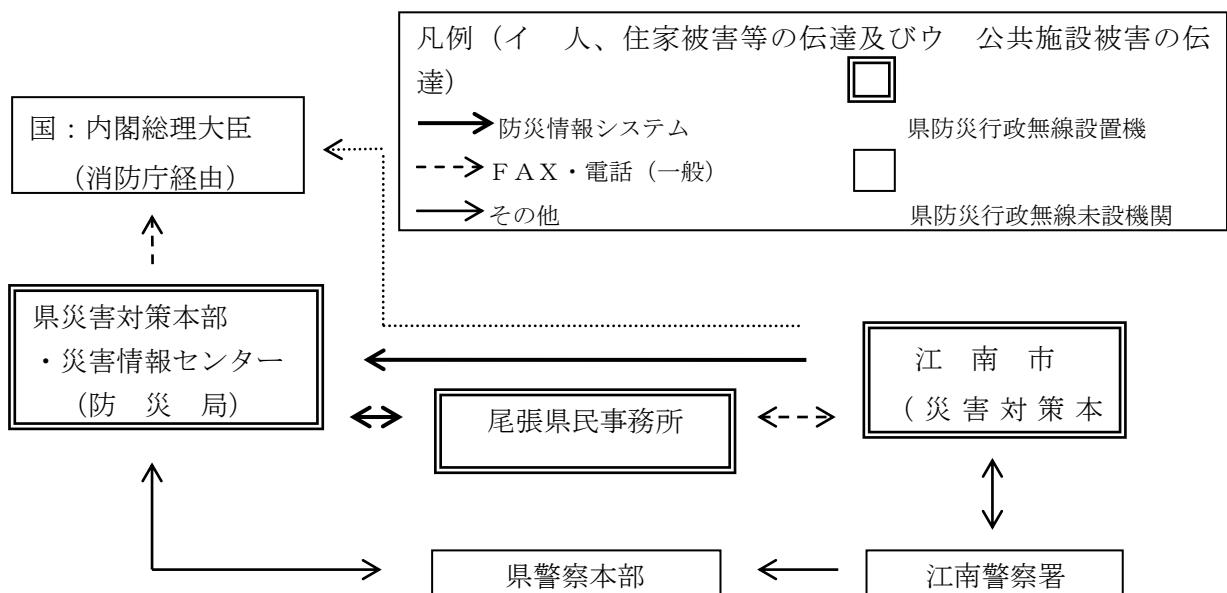
(1) 被害状況等の収集、伝達ルートは次のとおりである。

ア 一般的な伝達



イ 人、住家被害等の伝達

本部が設置された場合で、重大な被害（災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき）が発生したとき又は、被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるとき。



ウ 公共施設被害の伝達

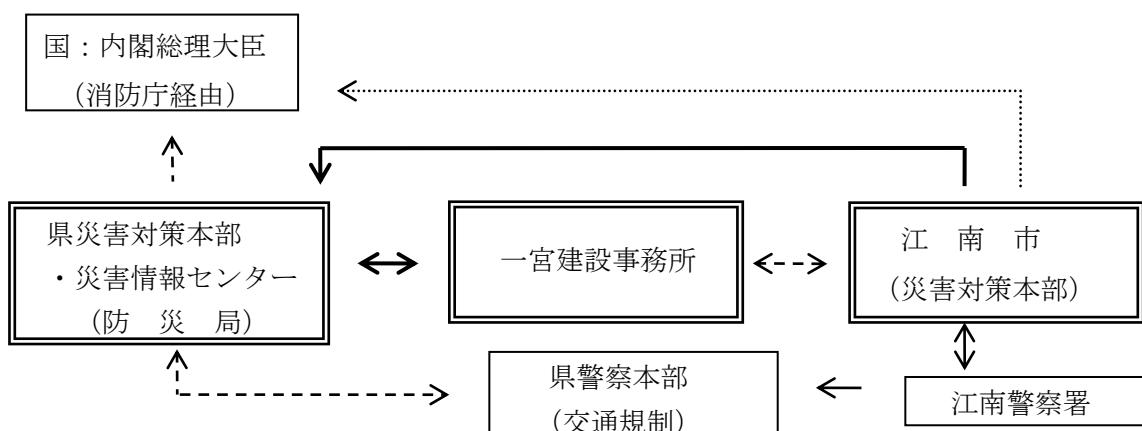
(1) 河川被害

本部が設置された場合で、重大な被害（河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき及び応急復旧したとき。



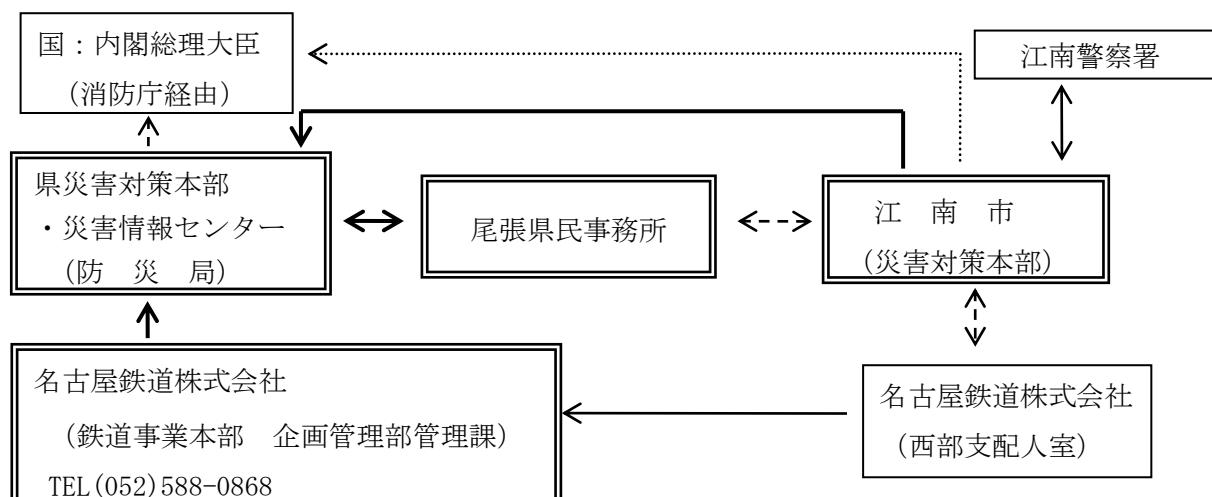
(2) 道路被害

本部が設置された場合で、重大な被害（普通自動車以上の通行規制を生じたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



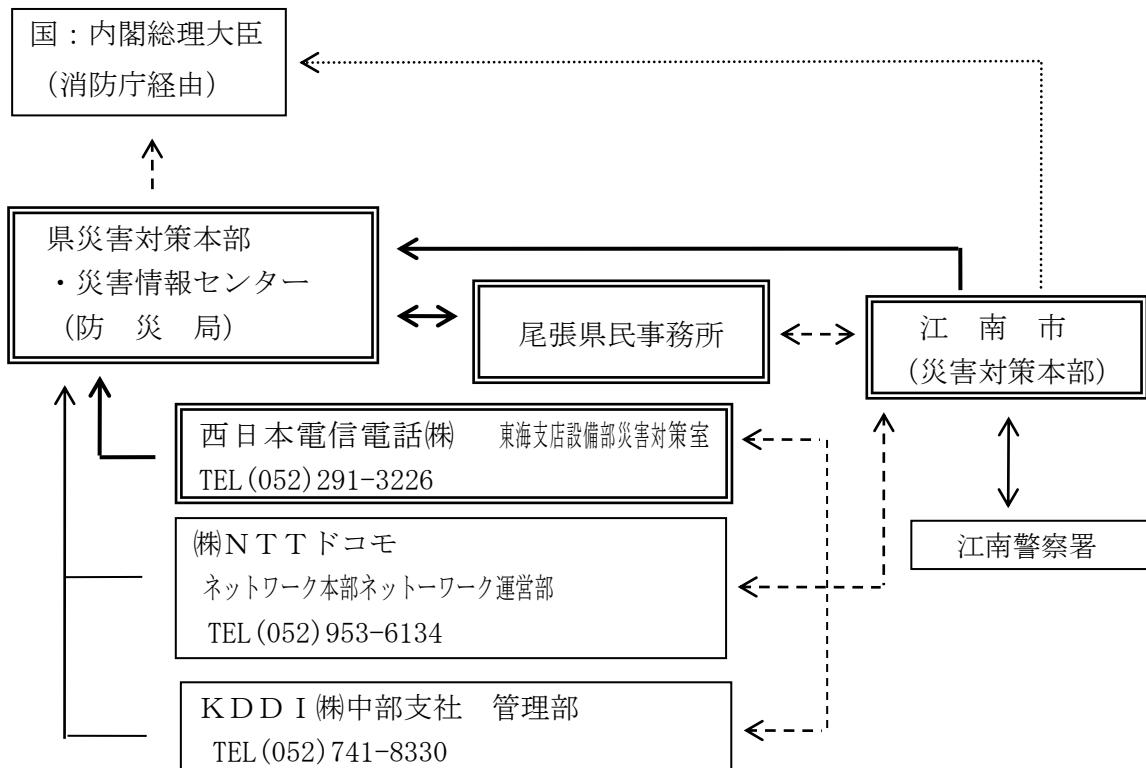
(3) 鉄道施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（不通区間を生じたとき又は通行を停止したとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



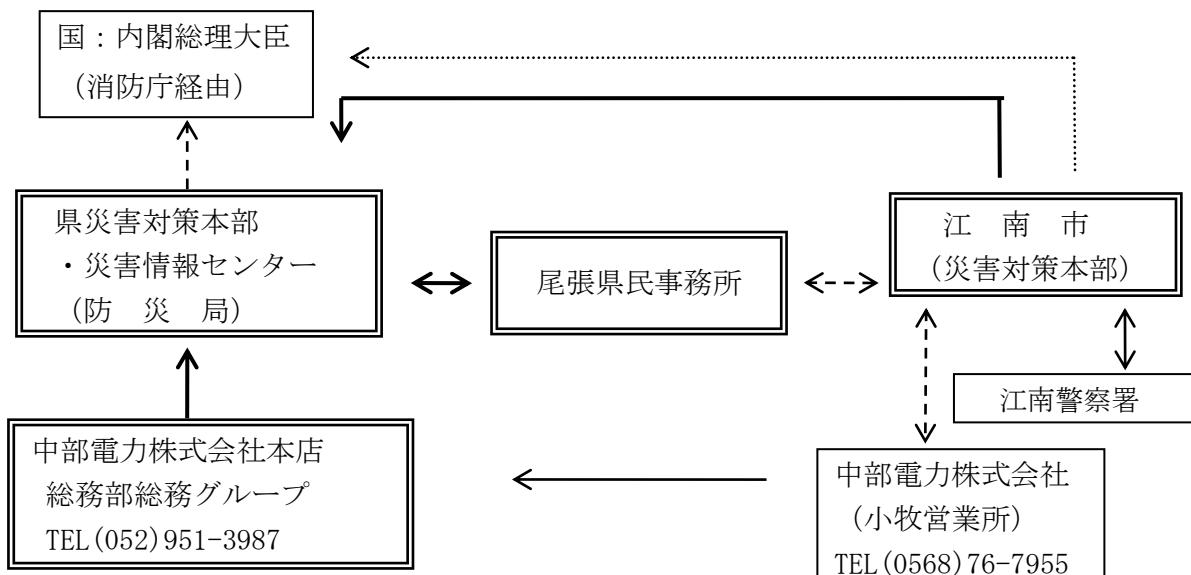
(イ) 電信電話施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（通信不通区間が生じたとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



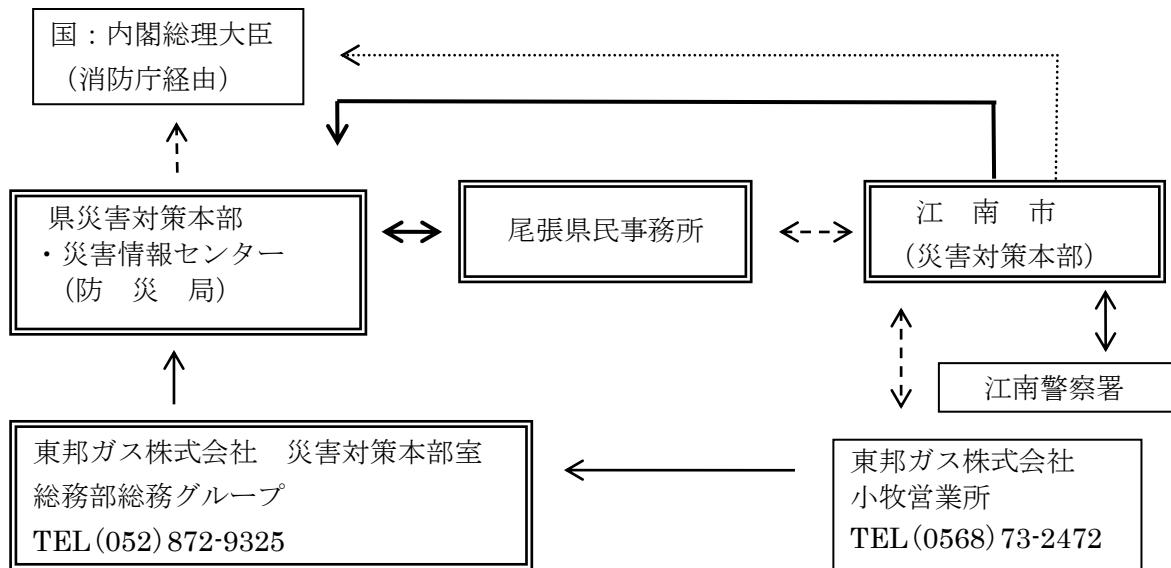
(カ) 電力施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（電力の供給を停止したとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



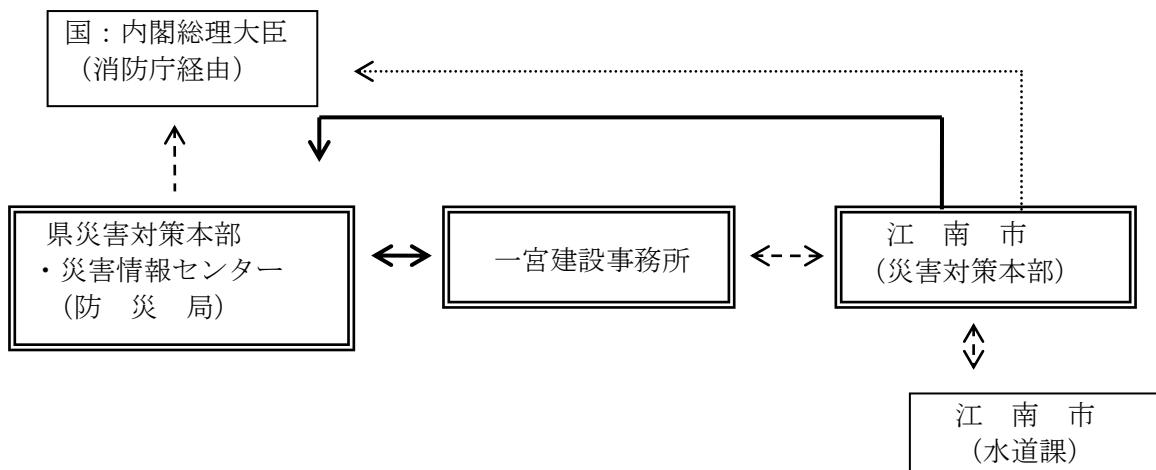
(ii) ガス施設被害

本部が設置された場合で、重大な被害（ガス供給を停止したとき）が発生したとき及び応急復旧したとき。



(iii) 水道施設被害

本部が設置されたとき。



(2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報(画像情報を含む)及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

ただし、気象条件等を踏まえ、巡回等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

(3) 情報の収集伝達については、「本編第2節通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上で非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する

る。

- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

4 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

市及び各防災機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

5 情報の収集伝達内容

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害	伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部設置状況・応急対策状況 (全般)
人的被害等	人的被害 避難状況、救護所開設状況
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 道路被害 鉄道施設被害 電信電話施設被害 電力施設被害 ガス施設被害 水道施設被害

	その他の公共施設被害	
--	------------	--

※ただし、県等への報告の際は、県様式の番号を確認し、間違いないように留意すること。

(1) 調査の時期

被害状況調査は、次に掲げる事項のいずれかに該当したときに、被害の発生及びその経過に応じ、逐次収集する。

- ア 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
- イ 江南市災害対策本部が設置されたとき。
- ウ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- エ 気象業務法に基づく大雨、洪水注意報が発表されたとき。
- オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、調査の必要があると認められるとき。

(2) 調査事項

被害状況の調査は、様式第11から様式第15までに掲げる項目について行うが、主な事項は、次のとおりである。

ア 人的被害に関する事項

- (1) 死者の数
- (2) 行方不明者の数
- (3) 重傷者の数
- (4) 軽傷者の数

イ 住家の被害に関する事項

- (1) 全壊（全流失、全埋没、全焼失を含む。）棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数
- (2) 半壊（半流失、半埋没、半焼失を含む。）棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数
- (3) 一部破損棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数
- (4) 床上浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数
- (5) 床下浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数

ウ 非住家の被害に関する事項

全壊又は半壊（流失、埋没、焼失を含む。）棟数

エ 田畠の被害に関する事項

- (1) 田の流失又は埋没面積並びに冠水面積
- (2) 畑の流失又は埋没面積並びに冠水面積

オ その他の被害に関する事項

- (1) 道路決壊箇所名、箇所数
- (2) 橋りょう流失箇所名、箇所数
- (3) 堤防決壊箇所名、箇所数
- (4) 鉄道不通箇所名、箇所数
- (5) 被害船舶数
- (6) その他の被害

カ 被災者に関する事項

被災世帯数及び人員

キ 被害額に関する事項

物的被害の概算額

ク 応急措置の状況

(3) 被害判定基準

被害の判定基準は、別表第4に掲げるとおりとする。

(附属資料)

- ・**第10-1「県及び消防庁への連絡経路」**
- ・**第10-2「県への連絡先」**
- ・**第10-3「消防庁への連絡先」**

6 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。
また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。
- (2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

7 被害状況の照会

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

市における措置

(1) 通信連絡系統の整備

ア 計画方針

災害時の通信情報連絡手段は、原則的には有線通信設備によるものとするが、有線の途絶を考慮し、無線通信手段の活用を図るため、無線通信設備が設置してある施設については、有線通信及び無線通信を併用するものとする。

イ 愛知県防災行政無線

県から発信される災害に関する情報の受信及び通信連絡は、県防災行政無線を利用して行う。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

ウ 衛星通信施設の使用

市は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信

ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

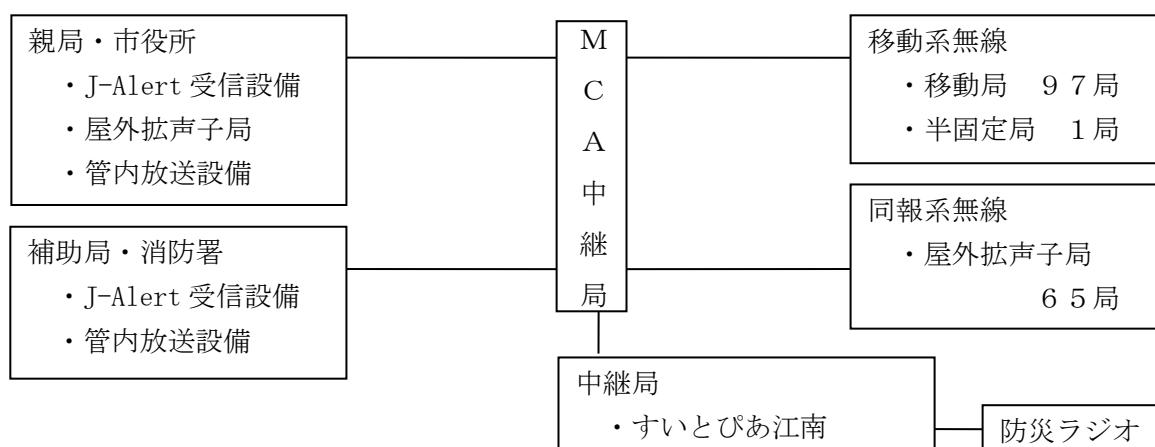
エ 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

オ 江南市防災行政無線

親局・補助局（本部）及び移動系無線（現場）間相互に緊急を要する市内の通信連絡や、同報系無線を利用した一斉放送は、江南市防災行政無線を利用して行う。

江南市防災行政無線通信系統図



(2) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (①) 人命の救助に関するもの。
- (②) 災害の予報警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (③) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (④) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (⑤) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間の発受するものを含む。）
- (⑥) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (⑦) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (⑧) 県・他の市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施

すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員の無線局を選定することが望ましい。

(3) 電話及び電報の優先利用

ア 一般電話及び電報

(1) 災害時優先電話の登録

市及び各防災関係機関は、災害時における非常通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社東海支店に「災害時優先電話」として登録する。なお、「災害時優先電話」の登録に当たっては、西日本電信電話株式会社東海支店において、登録機関名及び登録回線数を限定しているため、相談が必要である。

(2) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(4) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(5) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、渓谷および予警報等の放送を依頼（市長は知事を通して依頼する。）することができる。

なお、放送事業者との連絡にあっては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

(附属資料)

・ 第10-5 「災害時優先電話一覧表」

第3節 広報

1 市の措置

(1) 市は広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡ができる限り密にして行うものとする。

(2) 市は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

(3) 市は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

(4) 市は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

イ 防災行政無線（屋外拡声子局、防災ラジオ）

ウ Web サイト掲載

エ 携帯電話（あんしん・安全ねっと、緊急速報メール）による情報提供

- オ 広報紙等の配布
- カ 広報車の巡回
- キ 掲示板への貼紙
- ク その他広報手段

2 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 医療・救護所の開設状況
 - オ 道路情報
 - カ その他必要事項
- (3) 応急復旧時の広報
 - ア 公共交通機関の状況
 - イ ライフライン施設の状況
 - ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況
 - エ 公共土木施設等の状況
 - オ ボランティアに関する状況
 - カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
 - キ 被災者相談窓口の開設状況
 - ク その他必要事項

3 広報活動の実施方法

- (1) 報道機関への発表
 - ア 災害対策の重要事項

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
 - イ 収集された情報の提供
 - ウ 報道機関自体の取材及び放送等の依頼に対しての協力
- (2) 広報車、航空機等

他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。
- (3) 多様な情報手段の活用

臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

4 記録写真等の作成

被災地の状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

第5章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときの自衛隊の災害派遣要請等の手続き及び各事項について整備する。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	1(1) 知事に対する応援要求等 1(2) 他の市町村に対する応援要求
	県	2 市に対する応援
	中部地方整備局	3 市の応急措置の代行
第2節 応援部隊等による 広域応援等	市	1 緊急消防援助隊等の応援要請
	県	2 緊急消防援助隊等の応援要請
第3節 自衛隊の災害派遣	市	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 依頼
	災害派遣要請者 (県)	2 自衛隊の派遣要請
第4節 ボランティアの受 入	市	1 基本方針 2 市における措置 5 ボランティア団体との連携
第5節 防災活動拠点の確 保	市	1 防災活動拠点の確保

第1節 応援協力

1 市における措置

- (1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、江南市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に關し必要な事項

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、江南市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 県（防災安全局）における措置

- (1) 知事は、市から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限協力する。
- (2) 知事は、市の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長に対して、当該市の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。さらに、県と一体となった応援が効果的であると認められるときは、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村が連携した応援の実施について調整を行う。
- (3) 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。県職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(4) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

3 中部地方整備局における措置

(1) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市及び当該市を包括する都道府県が、その全部又は大部

分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。

- ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

5 経費の負担

国から当市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から当市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(附属資料)

- ・ 第14-1 「大規模災害時の相互応援に関する協定」
- ・ 第14-2 「災害時における相互応援に関する協定」
- ・ 第14-3 「災害時における相互応援に関する協定実施細則」

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市における措置

- (1) 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- (2) 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- (3) 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 県（防災安全局）における措置

県は、県内における大規模災害の発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

3 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

(附属資料)

- ・第14-1 「大規模災害時の相互応援に関する協定」
- ・第14-2 「災害時における相互応援に関する協定(尾張北部広域行政圏)」
- ・第14-3 「災害時における相互応援に関する協定実施細則(尾張北部広域行政圏)」
- ・第14-8 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第3節 自衛隊の災害派遣

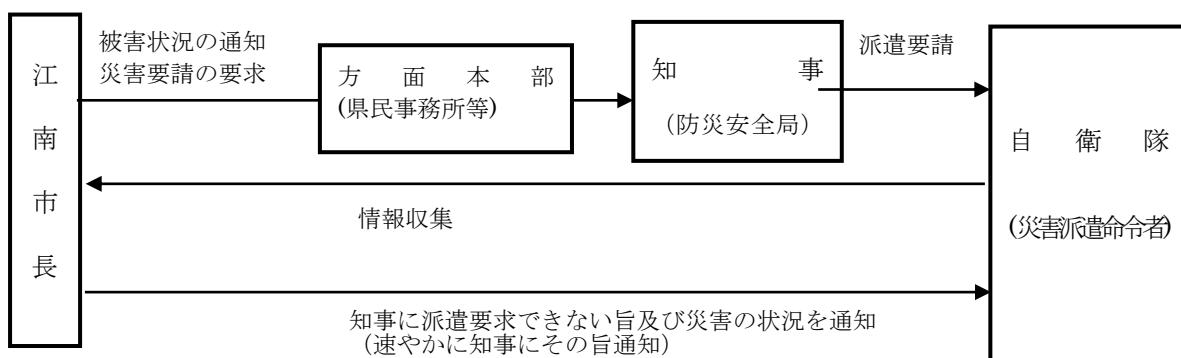
1 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

2 災害派遣要請者（県（防災安全局））における措置

- (1) 災害派遣要請者は、市長の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。
- (4) 災害派遣要請者は、市長の自衛隊の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に派

遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（県民事務所等）へも連絡すること。

(附属資料)

- ・ 第10-2「県への連絡先」
- ・ 第10-4「災害派遣要請を受けることができる者及び担任地域・連絡先」

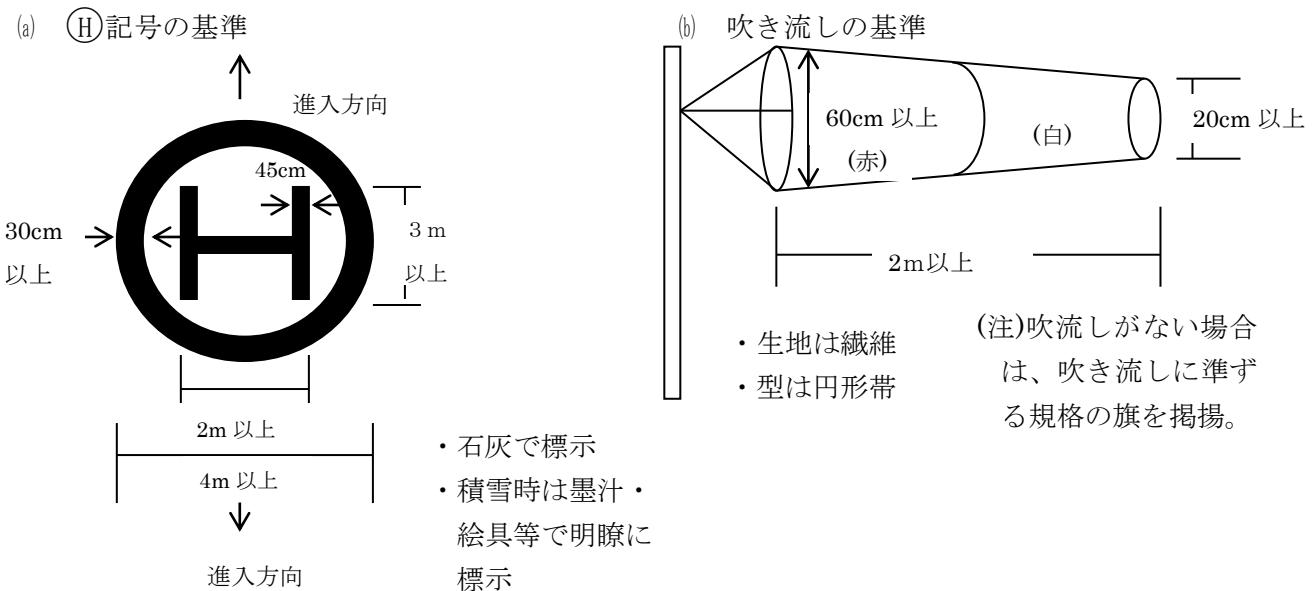
4 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が充分に達成されるように努めなければならない。
- ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
 - (i) 事前の準備
 - a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
 - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(附属資料)

- ・ 第6-2「ヘリポート可能場所等」

- (i) 受入時の準備
 - a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - c 砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 - d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。
- (2) 災害派遣要請者は、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県・市・町・村が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

1 基本方針

市域に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関等だけでは、十分対応できないことが予想される。

このため、市及び防災関係機関等は、災害応急対策を実施する上で、災害時には、必要に応

じて災害ボランティアセンターを設置し、全国各地から集まるボランティア団体等を受入れ、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

2 市における措置

- (1) 市は、奉仕団体又は各種ボランティア団体等からの協力申入れ等に対して、災害応急対策の実施のための労務の協力を受ける。
- (2) 市は、「江南市災害ボランティアセンターの開設及び運営等に関する協定」に基づき、江南市社会福祉協議会と連携して、「災害ボランティアセンター」を速やかに設置し、ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣及び運営等を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。
- (3) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、江南市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な連絡、情報提供、資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

(附属資料)

・第14-53「江南市災害ボランティアセンターの開設及び運営等に関する協定」

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。活動内容の選定に当たっては、ボランティア団体等の意見を尊重して決定する。

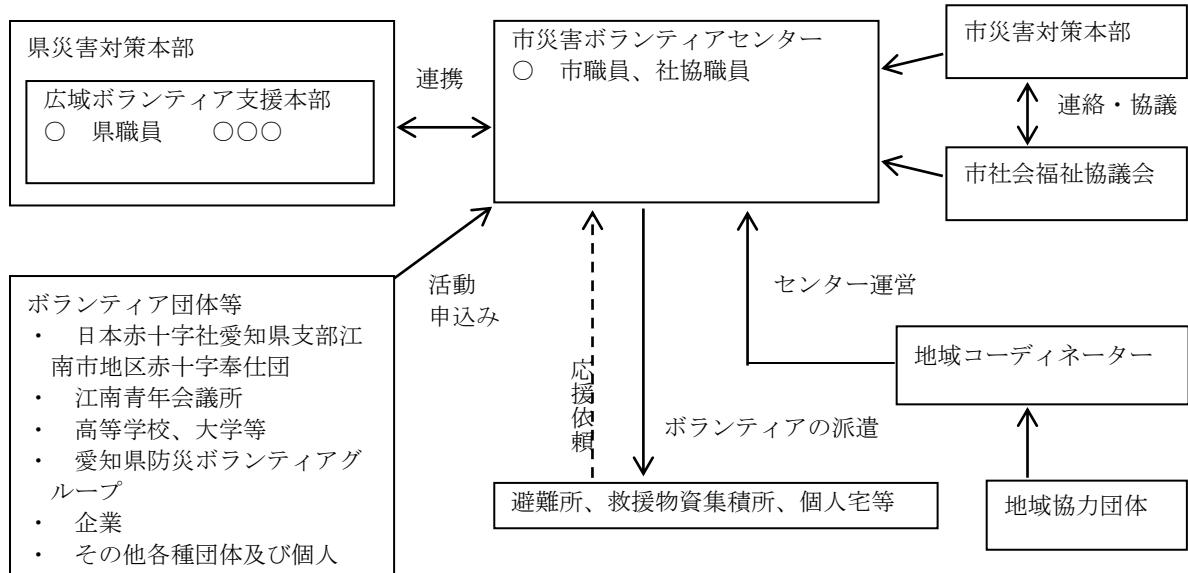
- (1) 災害、安否、生活情報の収集及び伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 老人・障害者等要配慮者の介助、介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他上記活動に類した作業

4 コーディネーターの役割

- (1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れに必要な物資等の調整やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
 - ア 災害対策本部やボランティア団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせんなどの情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、地方創生推進班を通じ、ボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の

自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努めるものとする。

(4) ボランティア受け入れの流れ



5 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

6 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

(1) ボランティア団体等は、概ね次の団体等が予想される。

- ア 日本赤十字社愛知県支部江南市地区赤十字奉仕団
- イ 江南青年会議所
- ウ 高等学校、大学等
- エ 愛知県防災ボランティアグループ
- オ 企業
- カ その他各種団体及び個人

(2) その他

ボランティア団体等の協力計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・防災ボランティア団体等受入記録簿
- ・その他の参考事項

様式第 66

(附属資料)

- ・第13-9「愛知県防災ボランティアグループ登録制度推進要綱」

第5節 防災活動拠点の確保

1 市における措置

(1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要とな

る拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

- (2) 当該拠点は、市が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 防災活動拠点の確保

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

(附属資料)

- ・ 第6-1 「江南市防災活動拠点」

第6章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市	1(1) 救出活動 1(2) 他市町村又は県への応援要求 1(3) 広域的な消防部隊の応援要請 1(4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮
第2節 航空機の活用	市	1(1) 防災ヘリコプターの応援要請 1(2) 緊急時応援要請連絡先
	県	2(1) 防災ヘリコプターの出動調整 2(2) 航空機の運用調整

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

- (1) 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (3) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた被災地の市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

（附属資料）

- ・ 第14-8 「愛知県内広域消防相互応援協定」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

（附属資料）

- ・ 第13-10 「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

救出・救助計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------|--------|
| ・被災者救出状況記録簿 | 様式第 24 |
| ・被災者救出用機械器具、燃料受払簿 | 様式第 25 |
| ・被災者救出用機械器具修繕簿 | 様式第 26 |

第2節 航空機等の活用

1 愛知県防災ヘリコプターの活用

愛知県防災ヘリコプターの活動内容及び出動要件等は、次の通りとする。

(1) 市における措置

市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

また、緊急時応援要請の連絡先は以下のとおりである。

○防災局消防保安課防災航空グループ 電話 (0568)29-3121
FAX (0568)29-3123

(2) 県（防災安全局）及び名古屋市（消防航空隊）における措置

ア 活動内容

防災航空隊は、ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行うものとする。

- (ア) 被害状況調査等の情報収集活動
- (イ) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- (ウ) 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- (エ) 火災防御活動
- (オ) 救急救助活動
- (カ) 臓器等搬送活動
- (キ) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

イ 災害発生等による出動

知事は、県域内において災害等が発生し、又はそのおそれがあるときは、防災ヘリコプターを出動させる。

ウ 市の要請による出動

知事は、市町村長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。

- (ア) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき
- (イ) 要請のあった市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (ウ) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

エ 事務委託

ア～ウの措置は、地方自治法第 252 条の 14（事務の委託）により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。

オ 他の防災航空隊との連携

県は、近隣県の防災航空隊と連絡を密にし、次のような場合に、災害応急活動等に支障をきたさないように協力体制を整える。

- (ア) 本県の防災ヘリコプター及び名古屋市の消防ヘリコプターが点検整備等で緊急運航できないとき
- (イ) 災害の規模が大きく、消防・防災ヘリコプターの応援が必要なとき

2 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、尾北医師会、地区歯科医師会、尾北薬剤師会、災害拠点病院、市等の協力のもと、地域の医療体制確保に体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 1(2) 保健医療調整会議への参画
	県	2(1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 2(2) 保健医療調整本部における医療情報収集 2(3) 市、医療機関との情報共有 2(4) 他市町村への応援指示 2(5) 愛知D P A T の派遣 2(6) D P A T の派遣要請
	尾北医師会、災害拠点病院	3(1) 保健医療調整会議への参画 3(2) 臨機応急な医療活動 3(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）
第2節 防疫・保健衛生	市、県	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 医療救護班により医療活動を行うほか、医療救護所を設置し、必要に応じて尾北医師会、地区歯科医師会、尾北薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

2 県（保健医療局）における措置

- (1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置
県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行

う保健医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(2) 保健医療調整本部における医療情報収集

県は、保健医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、保健医療調整会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。

(3) 市、医療機関との情報共有

県は、保健医療調整会議において、2次医療圏等の区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。

(4) 他市町村への応援指示

県は、市の実施する医療、助産につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。なお、応援の要求等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(5) 愛知D P A Tの派遣

ア 県は必要があると認めるときは、D P A T先遣隊を派遣する。

イ 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、D P A Tの編成・派遣等を依頼する。

(6) D P A Tの派遣要請

ア 県は必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

イ 県はD P A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

3 尾北医師会、災害拠点病院における措置

- (1) 尾北医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、尾北医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、尾北医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重傷患者等の受入拠点及び広域搬送の拠点となる。

(附属資料)

・ 第9-1「災害拠点病院」

4 医療救護班及びD P A Tの編成・派遣等

(1) 医療救護班

ア 医療救護班は、おおむね医師1～3名、看護師2～3名、事務員等（薬剤師等を含む。）1～2名とする。

イ 尾北医師会、日赤、災害拠点病院の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、国、県はじめ、日本赤十字社、県医師会、県病院組合等の協力を得て医療救護活動を実施する。

ウ 医療救護班において応急手当後、医療機関への診察を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

エ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民

の医療の確保を図る。

(2) D P A T

- ア D P A Tは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等 3～5名による編成とする。
イ D P A Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し活動を行う。

(附属資料)

- ・第14-9「災害時の医療救護に関する協定書（尾北医師会）」
- ・第14-10「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北医師会）」
- ・第14-11「覚書（尾北医師会）」
- ・第14-12「災害時の医療救護に関する協定書（尾北薬剤師会）」
- ・第14-13「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北薬剤師会）」
- ・第14-14「覚書（尾北薬剤師会）」
- ・第14-15「災害時の医療救護に関する協定書（尾北歯科医師会）」
- ・第14-16「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北歯科医師会）」
- ・第14-17「覚書（尾北歯科医師会）」

5 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関による。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及び広域搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：S C U）へ搬送する場合は、ドクターへリ等を活用する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターへリを活用する。

6 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 尾北薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品等集積所における医薬品等の保管・管理及び支援薬剤師の派遣に協力する。

(附属資料)

- ・第14-12「災害時の医療救護に関する協定書（尾北薬剤師会）」
- ・第14-13「災害時の医療救護に関する協定書実施細目（尾北薬剤師会）」
- ・第14-14「覚書（尾北薬剤師会）」
- ・第14-19「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（スギ薬局）」
- ・第14-20「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（スギヤマ薬品古知野店）」

7 血液製剤の確保

- (1) 保存血液等については、県等に調達を要請する。
- (2) 通常の輸送体制がとれない場合は、県等に要請し、ヘリコプター等による空輸を行う。

8 医薬品等の適正使用に関する活動

尾北薬剤師会は、市と協力して、避難所等において被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

9 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 医療・助産（医療救護）計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

・物資受払簿	様式第 33
・物資給与及び受領簿	様式第 34
・診察記録（医療救護班）	様式第 35
・医薬品衛生材料使用簿（医療救護班）	様式第 36
・医療救護班の編成及び活動記録	様式第 37
・医薬品、衛生材料受払簿	様式第 38
・病院診療所医療実施状況	様式第 39
・医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類	
・助産台帳	様式第 40
・助産関係支出証拠書類	

（附属資料）

- ・第 13 - 10 「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 防疫組織

市は、県に準じて、江南市災害対策本部の中に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 清潔及び消毒方法

(1) 市は、道路、側溝、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。

(2) 市は、被災の直後に住民自治組織等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

(1) 市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

(2) 知事の命令に基づき、知事の定めた地域で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 15 条に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

ウ 感染症法による生活の用に供される水の供給は、本編第 11 章「水・食品・生活必需品等の供給」に準じて実施する。

エ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種の実施

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

2 県（保健医療局・感染症対策局）における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

被災地を管轄する保健所に防疫班を派遣し、浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫措置

ア 生活環境に対する措置

県は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに市に対し行うほか、必要に応じこれを実施する。

- (i) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- (ii) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除
- (iii) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

- (i) 県は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。
- (ii) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、県が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(3) 器具機材の整備

ア 県及び市の防疫用器具機材の保有状況を把握し、市からの借上要請に対応する。

イ 市からの薬剤購入あっせん要請に応じて、薬剤の調達に努める。

ウ 必要に応じて、県内の非罹災市町村や近隣県市を始めとする他の都道府県等から、器具機材及び薬剤を調達する。

(4) 予防教育及び広報活動

県は、市、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(5) 応援体制

江南保健所は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、保健医療局に対し、隣接又は全保健所の職員の派遣依頼をする。

(6) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
イ 市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

(附属資料)

・ 第9-2「防疫用資機材の備蓄」

3 健康管理

- (1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

4 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはP T S D・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

5 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

6 動物の保護

市は、被災動物を発見した場合、保護及び収容について、県に要請する。

7 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 県は、市の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。
- (5) 市は保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要

請を行う。

- (6) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときはD P A Tを派遣する。
- (7) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A Tの派遣を要請するものとする。
- (8) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してD H E A Tの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、D H E A Tの派遣を要請するものとする。
また、県は、D H E A Tの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路交通規制等	県警察	1(1) 緊急交通路の確保 1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1(3) 交通規制の実施 1(4) 強制排除処置 1(5) 緊急通行車両の確認等 1(6) 交通情報の収集及び提供
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にいない場合の交通規制等の実施
第2節 道路施設対策	市	1(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 1(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 1(3) 情報の提供
第3節 鉄道施設対策	名古屋鉄道株式会社	(1) 列車の避難並びに停止 (2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 (3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 (4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求 (5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請
第4節 緊急輸送手段の確保	市	1(1) 人員・物資等の輸送手段確保 1(2) 他市町村・県への調達あつせん要請

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none">・緊急自動車・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none">・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの・上記のほか、民間事業者等

(3) 交通規制の実施

分類	態様
初動対応	<p>交通情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none">・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集中努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none">・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	<ul style="list-style-type: none">・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理

	府令第52号)別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカーカー等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は緊急通行車両以外の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた消防吏員及び自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内的一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両ができるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようとする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 市における措置

- (1) 道路被害情報の収集
 - ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
 - イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (3) 情報の提供
緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

(附属資料)

- ・ 第6-3 「緊急輸送道路」

第3節 鉄道施設対策

名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急性により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

(5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第4節 緊急輸送手段の確保

1 市における措置

(1) 市は、人員・物資等の輸送手段として、次のもののうち最も適切な方法による。

ア 自動車による輸送

イ 飛行機及びヘリコプターによる輸送

ウ 人力による輸送

(2) 輸送力の確保

ア 確保及び借上げの準備

(イ) 市所有の車両

(ロ) 公共的団体の車両

(ハ) 営業用の車両

(ニ) 自家用の車両

(3) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県等に調達あっせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(附属資料)

・ 第6-4「防災用資機材（江南市現有自動車一覧表）」

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

(1) 応急（復旧）対策作業に従事する者

- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材

3 記録等

緊急輸送における整理すべき記録簿は、次のとおりとする。

- ・輸送記録簿 様式第 60
- ・燃料及び消耗品受払簿 様式第 61
- ・輸送車両修繕簿 様式第 62

4 緊急通行車両の事前届出及び確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、江南警察署へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の緊急通行車両であることの確認については、本章第1節1(5)に定めるところによる。

（附属資料）

- ・第 10 - 6 「(社) 愛知県トラック協会尾西支部会員名簿」

第9章 水害防除対策

■ 基本方針

- 災害による農業関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜に対する措置を実施する。
- 洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 水防	水防管理者、 市、土地改良区	(水防活動) 1(1) 水防活動 (たん水排除) 2 たん水排除の実施
第2節 防災営農	市、土地改良区	(農地及び農業用施設に対する応急措置) 1(1) 農地 1(2) 排水機 1(3) 用排水路
	市、農業協同組合	(農作物に対する応急措置) 2 災害対策技術・防除の指導
	市、畜産関係団体	(家畜に対する応急措置) 3 家畜の管理指導

第1節 水防

(水防活動)

1 水防管理者における措置

(1) 水防計画

実施にあつては、愛知県尾張水害予防組合の水防計画に準じて行うものとする。

(2) 水防活動

ア 水防団等の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、愛知県尾張水害予防組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（国土交通大臣、知事）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要なのが河川の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

エ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

オ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く 時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

キ 公用負担

水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

2 市及び土地改良区における措置

市又は土地改良区は、河川の決壊等によりたん水した場合は、第2節「防災営農」の1(1)によるたん水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

3 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行うものとする。

イ 水防管理者は、水防のための必要があると認めたとき、県警察に対して出動を要請する。

ウ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) たん水排除

第2節「防災営農」の4(1)を参照のこと。

(附属資料)

- ・**第3-1「重要水防箇所」**
- ・**第3-2「水防施設、設備」**

第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

1 市及び土地改良区における措置

(1) 農地

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防応急復旧工事により、湛水排除を図る。

なお、ポンプ排水又は堤防応急復旧を行うに当たっては、河川管理者等と事前協議を行う。

(2) 排水機

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

(3) 用排水路

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは、応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

(農作物に対する応急措置)

2 市及び農業協同組合における措置

災害対策技術・防除の指導においては、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し技術指導を行う。病害虫の異常発生又はその蔓延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、具体的な防除の実施を指示指導する。

(家畜に対する応急措置)

3 市における措置

家畜の管理指導について市は、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行うとともに、飼料を確保する。

(農業用施設に対する応急措置)

4 応援協力関係

- (1) 市及び土地改良区は、湛水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市及び土地改良区は単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要求する。
- (2) 市及び土地改良区は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要請する。
- (3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のため可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	市	1(1) 避難所の開設 1(2) 多様な避難所の確保 1(3) 他市町村又は県に対する応援要求 1(4) 避難所の運営 4(1) 広域一時滞在に係る協議等
	県	2 他市町村に対する応援指示 4(2) 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者支援対策	市	1(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1(2) 避難行動要支援者の避難支援 1(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と 福祉人材の確保 1(4) 福祉避難所の設置等 1(5) 福祉サービスの継続支援 1(6) 外国人への情報提供と支援のニーズの把握 2(1) 県に対する広域的な応援要請
第3節 帰宅困難者対策	県、市	1(1) 帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のため の広報等 1(2)(3) 帰宅困難者に対する情報提供 1(4) 救助対策、避難所等対策の実施（市）
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の 一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した移住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を

要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市町村の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、

ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、県の「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ、これらの業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(附属資料)

- ・ 第8-3 「江南市指定緊急避難場所一覧表」
- ・ 第8-5 「避難所におけるペットの飼育ルール広報文」

2 県（防災安全局）における措置

県は、市の実施する避難所の開設につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

3 避難所等の選定

避難所等の選定は、避難者を一時的に滞在させるに足りる安全な施設で、かつ、便利などこ

ろにある建物の中からあらかじめ定めておくものとする。なお、人口の動態、施設の変更等について毎年調査し、これを更新する。

(1) 避難所等の基準

避難所等は、別に定める基準によるものとする。

(2) 関係者の承認

避難場所の選定に当たっては、保健所、警察等の関係機関と密接な連絡を図り、あらかじめ所有者、管理者又は関係者の承諾を得るものとする。

(附属資料)

- ・**第8-1 「江南市避難場所選定基準」**
- ・**第8-2 「江南市避難所及び収容人員一覧表等」**

4 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市町村に代わって協議を行う。(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を行なう。)

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市で実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・**第13-10 「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」**

6 その他

避難計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

・避難者名簿	様式第 16
・避難所収容台帳	様式第 17
・避難所用物品受払簿	様式第 18
・避難所設置及び収容状況	様式第 19
・避難命令（勧告）記録簿	様式第 20
・避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類	
・被災状況調査票	様式第 21
・仮被災証明書	様式第 22
・被災証明書	様式第 23

・避難所ペット登録台帳

様式第75

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第3章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

- (2) 避難行動要支援者の避難支援

第3章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

- (3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行うよう努める。

- (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

- (5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

- (6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

- (7) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 県（福祉局、保健医療局）における措置

- (1) 情報収集・支援体制の整備

市、県保健所等から情報収集し、必要な支援体制を整備する。

- (2) 広域調整・市支援

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、厚生労働省始め関係機関、関係団体への要請を行うとともに、広域調整等により市町村を支援する。

また、市からの要請により、必要に応じて災害派遣福祉チーム（D C A T）を編成し、派遣する。

- (3) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備

災害時に、障害者が必要な情報を取得することができるよう、市その他関係機関と連携して、障害者の家族及び支援者の協力を得つつ、災害その他非常の事態の場合における障害の

特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めるものとする。

3 応援協力関係

- (1) 市は、保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。
- (2) 応援の要請を受けた県は、広域調整等によりこれを支援する。

第3節 帰宅困難者対策

1 県（防災安全局）及び市における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を図る。
- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- (3) その他帰宅困難者への広報
県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などの組織があるところは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災市民等に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	市	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1 (2) 断水が生じた場合の措置 1 (3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 1 (4) 必要な水量の確保 応急給水 2 応急給水 3 飲料水の確保
第2節 食品の供給	市	1 (1) 炊出しその他のによる食品の供給 1 (2) 関係業界との協定にもとづく食品の確保及び調達 1 (3) 他市町村又は県への応援要求
第3節 生活必需品の供給	市	1 (1) 生活必需品の供給 1 (2) 関係業界との協定にもとづく生活必需物資を確保 及び調達 1 (3) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 応急給水に用いる水量については、配水池に貯留された水を使用する。

2 応急給水

- (1) 市長は、実施主体として、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (2) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

3 飲料水の確保

災害により飲料水を確保することができない者に対して、最小限度必要な量（1人1日当たり3㍑程度）の飲料水を次の方法で供給する。

- (1) 取水する水源は、被害を受けなかった水道水源とする。
- (2) 飲料水は、給水時の遊離残留塩素を0.1mg/㍑（結合残留塩素の場合は、0.4mg/㍑）以上保持するように塩素消毒をして供給する。
- (3) 飲料水の搬送には、給水車（給水車に代用できる消防用タンク車等を含む。）又はポリエチレン容器等の搬送用容器を積み込んだ自動車等を使用する。
- (4) 関係業界との協定にもとづき飲料水を確保及び調達するものとする。
- (5) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行いうよう配慮する。

(附属資料)

- ・第14-21「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書(覚書)」
- ・第14-22「水道災害応援に関する覚書」

4 飲料水の水質基準

供給する飲料水の水質は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める基準による。なお、同令の基本となる内容は、次のとおりである。

- (1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものないこと。
- (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- (3) 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。

5 応援体制

- (1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

(附属資料)

- ・第14-23「水道災害相互応援に関する覚書」

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、直接の事務は、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

7 その他

飲料水の供給計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------------|--------|
| ・飲料水供給記録簿 | 様式第 30 |
| ・給水用機械器具燃料及び浄水用薬品、資材受払簿 | 様式第 31 |
| ・給水用機械器具修繕簿 | 様式第 32 |
| ・飲料水供給のための支払証拠書類 | |

第2節 食品の供給

1 市における措置

災害により、食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生ずるおそれのある場合は、これらを保護するために、米穀の応急供給として炊き出しをする必要があるのでその方法について定めるものとする。

(1) 炊き出しその他のによる食品の供給

ア 対象者

- (i) 避難場所に収容された者。
- (ii) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事ができない者
- (iii) 旅行者、帰宅困難者、一般家庭への来訪者、一時縁故先等へ避難する被災者等であつて、食糧品を喪失し持ち合わせのない者
- (iv) 供給機関が被災し、供給機関から購入できない者

イ 供給の内容

- (i) 応急的にアルファ化米等をもって行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。また、供給数量は、一人一食精米 200 グラム（供給基準数量）とする。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を提供する。

- (ii) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。
- (iii) 炊き出し用米穀は必要に応じ、米穀届出事業者等から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、知事に申請して売却決定通知をうけ実施する。

(2) 関係業界との協定にもとづく食品の確保及び調達

関係業界との協定にもとづき、食品を確保及び調達するものとする。

(3) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(4) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

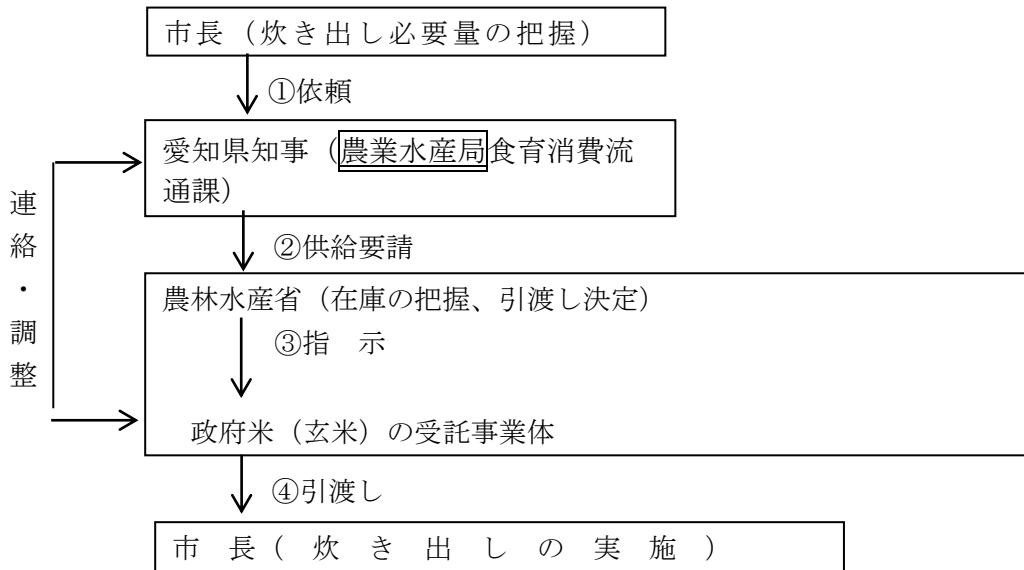
イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いざ

れの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電による県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図



（附属資料）

- ・ 第10-7「応急用米穀及び災害救助用米穀 連絡先」
- ・ 第13-11「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の取扱要領」
- ・ 第13-12「愛知県応急用米穀取扱要領」
- ・ 第14-21「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（覚書）」
- ・ 第14-24「災害支援協力に関する協定書」
- ・ 第14-25「災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書」

2 県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置

(1) 県は、被害状況の把握とともに、必要な食品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に食品（米穀等の主食、飲料水（ペットボトル）、副食品、調味料等）を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する食品を確保し輸送す

(2) 輸送する食品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国等への応援要請、要求

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

4 その他

食品の供給計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ・炊き出し給与簿 | 様式第 27 |
| ・炊き出しその他による食品給与物品受払簿 | 様式第 28 |
| ・炊き出し用物品借用簿 | 様式第 29 |
| ・炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類 | |
| ・炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類 | |

第3節 生活必需品の供給

1 市における措置

災害により、日常生活に欠くことのできない被服・寝具・その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失又は損傷し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与する必要があるため、その方法について定めるものとする。

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(3)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- (2) 市は、災害時において関係業界との協定にもとづき、生活必需物資を確保及び調達するものとする。
- (3) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(附属資料)

- ・第14-21「災害時における生活物資の確保及び調達に関する協定書（覚書）」
- ・第14-50「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書（トラスコ中山株式会社・株式会社マツバ機工）」

2 県（防災安全局、農業水産局、経済産業局）における措置

(1) 生活必需品の輸送

県は、災害の状況により、必要な生活必需品の確保に努め、市町村等の要請に応じて迅速に生活必需品を輸送する。

なお、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する生活必需品を確保し輸送する。

(2) 生活必需品の確保

輸送する生活必需品は、県の備蓄物資のほか、次の方法で確保する。

ア 協定締結事業者等からの調達、事業者団体からの調達あっせん

イ 他の地方公共団体、国（中部経済産業局、自衛隊）等への応援要請

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 燃料の優先供給に係る調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。

3 給与又は貸与の内容

(1) 対象者

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

(2) 給与又は貸与の基準

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

(3) 配給計画

ア 平素より市民に対し、避難の際必要最小限の身回品を携行するよう周知徹底を図り、救助に至るまでの応急処置とする。

イ 調達物資で配分先の決定しているものについては、業者より現地へ直送する方法を考慮する。

ウ 救助又は義援物資等についてもこれに準じて配分する。

(4) 品目

ア 寝具	就寝に必要な最小限度の毛布及び布団
イ 外衣	普通着の作業衣、婦人服、子供服等
ウ 肌着	シャツ、ズボン下、パンツ等
エ 身回品	タオル、靴等
オ 炊事用具	鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
カ 食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
キ 日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
ク 光熱材料	マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等

以上列記した8種類を原則とする。

(附属資料)

・ 第7-1「備蓄資機材一覧表」

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

・ 第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

5 その他

生活必需品の給与又は貸与計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・物資受払簿
- ・物資給与及び受領簿

様式第33
様式第3

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

- 県は、被災後、市等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動搖等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止対策	市	(1) 大規模災害が発生した場合の対策 (2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策
第2節 地域安全対策	市	1 県警察の実施する地域安全活動に対する協力
	県警察	2(1) 社会秩序の維持対策 2(2) 広報、相談活動

第1節 環境汚染防止対策

市における措置

工場、事業所の損壊等に伴い、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生し、また、倒壊家屋等の解体に伴い、粉じんの飛散等による環境汚染が発生することが予想される。

市は、県と協力して被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査等を迅速に実施する。

(1) 大規模災害が発生した場合の対策

市は、県と協力して被災状況を勘案し、大気汚染防止法及び水質汚濁法に基づき事業者に、災害時の措置を命じるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

市は、県と協力して早急に被害状況を把握し、隣接県との情報交換を行い、環境調査、モニタリング等を実施するとともに、事業者に対し応急対策の実施を指導する。

第2節 地域安全対策

1 市における措置

江南市は、広報活動、地域巡回、情報収集、市民への情報提供及び地域の自治会等との連携を密にする等、防犯活動の実施に努める。

また、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

2 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、行方不明者、迷い子等の各種相談活動を推進する。

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意することとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の捜索	市	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視(調査) 1(3) 応援要求
第2節 遺体の処理	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視(調査)及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求
第3節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)、 許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求

第1節 遺体の捜索

1 市における措置

(1) 遺体の捜索

県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。

(2) 検視(調査)

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(調査※)を得る。現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)

(3) 応援要求

自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

(附属資料)

- ・第9-3「遺体収容場所」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

遺体の搜索・収容において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 遺体搜索状況記録簿 | 様式第41 |
| (2) 遺体搜索用機械、器具、燃料受払簿 | 様式第42 |
| (3) 遺体搜索用機械、器具修繕簿 | 様式第43 |
| (4) 遺体搜索関係支払証拠書類 | |

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視(調査)及び検案

警察官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

遺体の処理において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- (1) 遺体処理台帳 様式第44
- (2) 遺体処理費支出関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

- (1) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付

死亡診断書又は死体検査書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬(埋葬)許可証を交付する。

- (2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

- (3) 埋火葬

火葬(埋葬)許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

- (4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

- (5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

- (6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

(附属資料)

- ・第9-4「火葬場」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(附属資料)

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

3 その他

遺体の搜索・収容において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- (1) 埋火葬台帳 様式第45
- (2) 埋火葬費支出関係証拠書類

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保する。
- 下水管渠、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るために応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力	(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 情報の収集と伝達 (3) 危険防止措置の実施 (4) 応急復旧活動の実施 (5) 要員、資機材等の確保 (6) 広報活動の実施 (7) 広域運営による応援
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPGガス協会	1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 1(3)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(4)・2(4) 応援の要請 1(5)・2(5) 応急復旧活動の実施 1(6)・2(6) 広報活動の実施
第3節 上下水道施設対策	水道事業者（市） 下水道事業者（市）	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 2(1) 下水管渠 2(2) マンホールポンプ 2(3) 終末処理場
第4節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者 県、市、防災関係機関	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消 3 専用通信施設の応急措置

第5節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持
第6節 ライフライン施設の 応急復旧	市、県、ライフラ イン事業者等	(1) 現地作業調整会議の開催 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセス ルート上の道路啓開

第1節 電力施設対策

中部電力株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(i) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高圧系統に関連する送変電設備

(ii) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(i) 発変電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(ii) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害者箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な

災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(i) 災害時における PR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止 PR を主体とした広報 PR を広報車及びテレビ、ラジオ、Web サイト等の広報機関その他を通じて PR する。

(ii) 移動相談所の開設

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るために速やかに移動相談所を開設する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限

り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPGガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPGガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、尾張支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

尾張支部はあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPGガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

また、必要に応じ、一般社団法人日本LPGガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPGガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上下水道施設対策

1 水道事業者（市）における上水道施設対策措置

被害施設を短期間に復旧するため取水、導水施設の充分な機能を確保し、配水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

- (イ) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- (ロ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源破壊の場合

県営水道から供給する。

(2) 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

(附属資料)

- ・ 第14-22「水道災害応援に関する覚書」
- ・ 第14-23「水道災害相互応援に関する覚書」

2 下事業事業者（市）における下水道施設対策措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡回を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) マンホールポンプ

マンホールポンプの被害に対しては、被害状況に応じて排水機能の回復を図る。また、停電断水等による二次的被害に対しても速やかに対応ができるよう努める。

(3) 終末処理場

激甚な大規模災害が発生し、終末処理場等が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合、下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

第4節 通信施設の応急措置

1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型ディジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。
- イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市、県（防災安全局、総務局）及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイ・アンド・ワイアレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

第5節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

- ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
- イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

(附属資料)

- ・第14-46「災害支援協力に関する覚書」
- ・第14-47「災害発生時における江南市と江南市内郵便局の協力に関する協定書」

第6節 ライフライン施設の応急復旧

市、県及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 航空災害対策

■ 基本方針

- 航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
愛知県名古屋飛行場 及び航空自衛隊岐阜 基地	市	1(1) 航空機事故発生の通報 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1(3) 救助及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

愛知県名古屋飛行場及び航空自衛隊岐阜基地

1 市における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、2に示す「伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体安置所等の設置は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市

町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

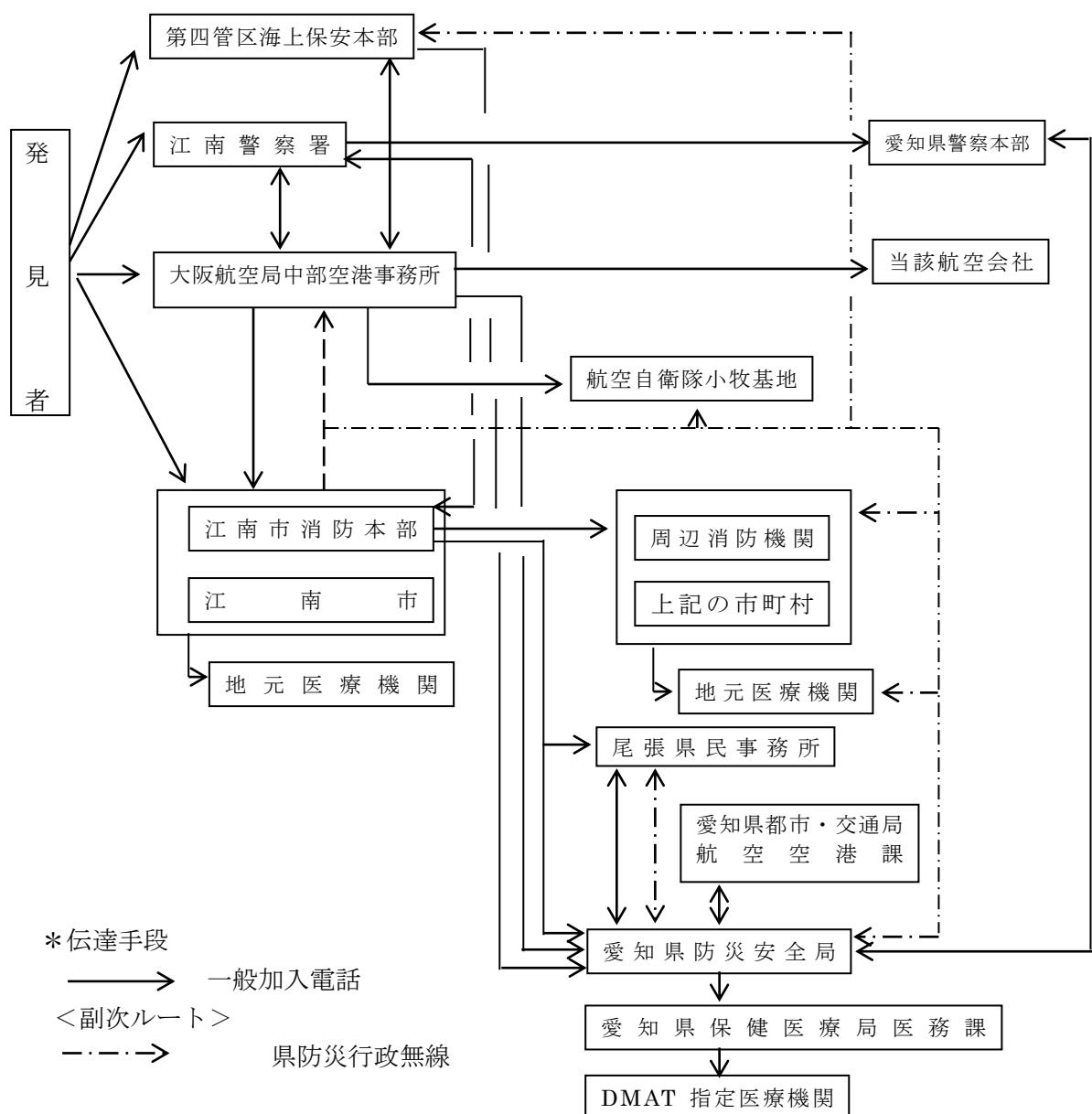
(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

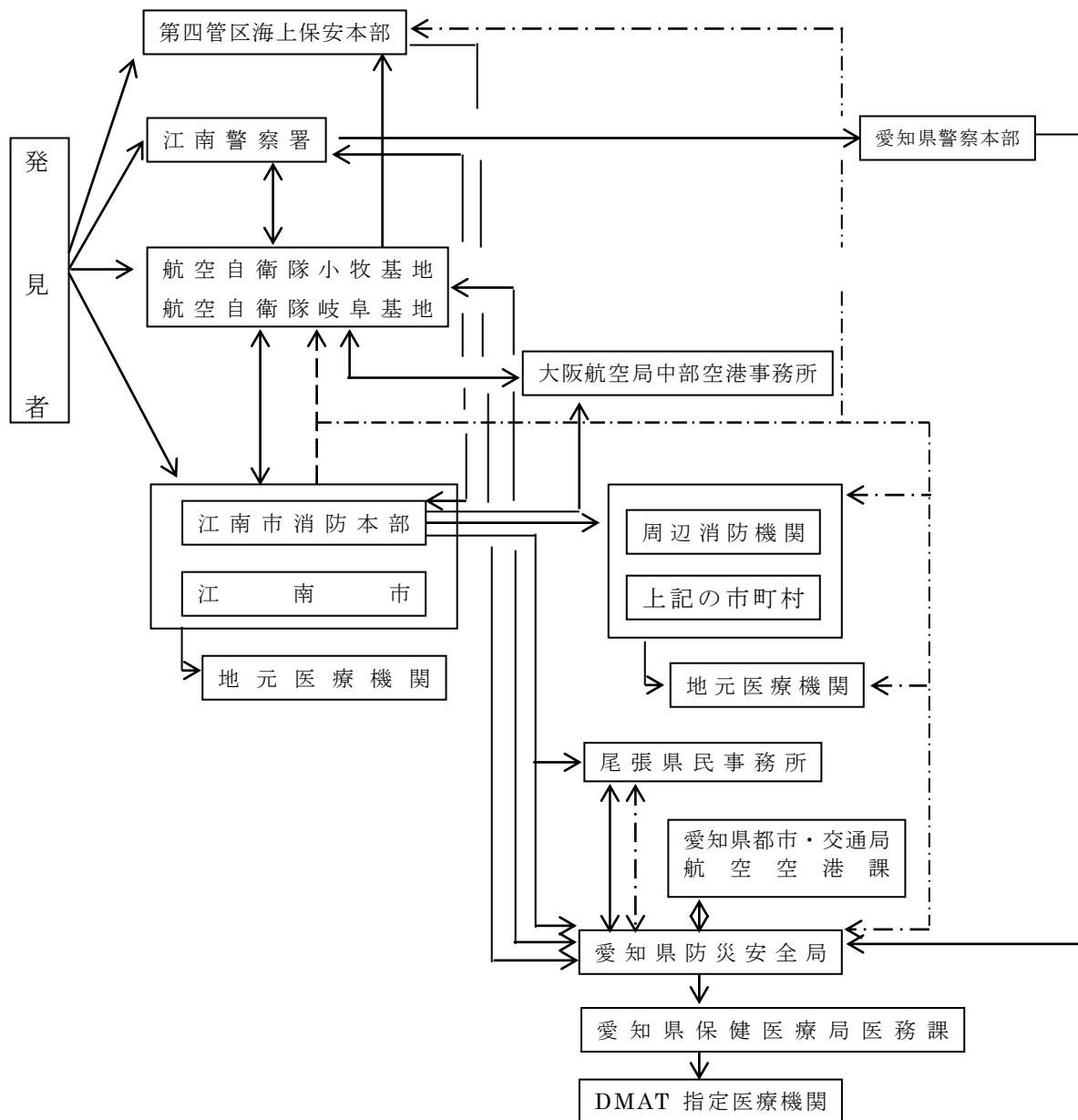
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

2 伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合）

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



(注) 災害地消防機関が名古屋市消防局の場合は、県民事務所への伝達は要しない。

*伝達手段

→ 一般加入電話

<副次ルート>

→ 県防災行政無線

3 応援協力関係

市は、他市町村、県、防災関係機関、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

(附屬資料)

- ・第14-8「愛知県内広域消防相互応援協定」

第16章 鉄道災害対策

■ 基本方針

- 鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
鉄道災害対策	鉄道事業者	1(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡 1(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難 1(3) 救助・救急活動及び消防活動 1(4) 代替交通手段の確保 1(5) 鉄道施設の応急措置 1(6) 他の鉄道事業者への応援要請
	市	2(1) 県への連絡 2(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立ち入り制限・退去等の命令 2(3) 救助・救急活動及び消防活動 2(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 2(6) 他の市町村に対する応援要請 2(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（第6章「救出・救助対策」参照）。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

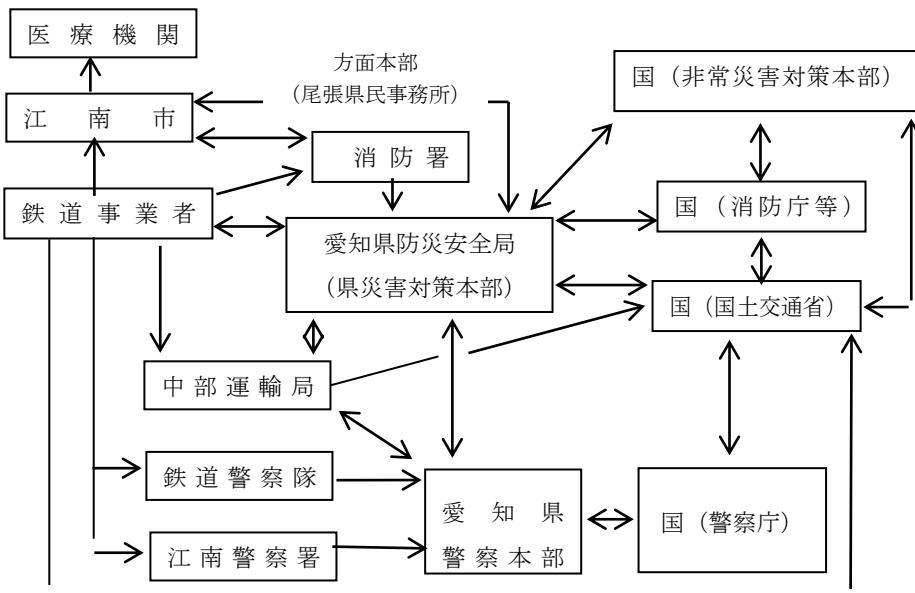
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

(附属資料)

- ・ 第14-8 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第17章 道路災害対策

■ 基本方針

- トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。
- なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第20章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
道路災害対策	市	1(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 1(2) 交通規制 1(3) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、 退去命令 1(4) 救助・救急活動及び消防活動 1(5) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及 び医療機関への搬送等 1(6) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(7) 危険物の防除活動及び避難誘導活動 1(8) 他の市町村に対する応援要請 1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資 機材確保の応援要請等

道路災害対策

1 市における措置

(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

(2) 交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第8章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(5) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第13章「遺体の取扱い」により実施する。

(6) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(7) 危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

(8) 他の市町村に対する応援要請

地元市町村で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

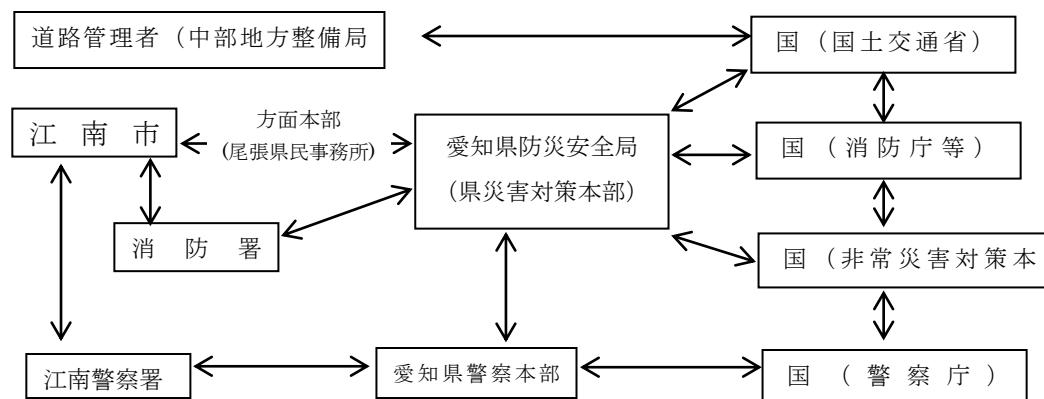
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

(附属資料)

- ・ 第14-8 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■ 基本方針

- 危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 危険物等施設	危険物等施設の所有者、管理者、占有者	1(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置 1(2) 災害発生に係る消防署等への通報 1(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動 1(4) 消防機関の受け入れ
	市	2(1) 災害発生に係る県への通報 2(2) 危険物の所有者等に対する危害防止措置の指示 2(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 2(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動 2(5) 他市町村に対する応援要請 2(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
	県	3(1) 市町村の実施する消火活動等の指示 3(2) 自衛隊の災害派遣要請 3(3) 災害対策本部の設置 3(4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあつせん等
第2節 危険物等積載車両	危険物等輸送機関、県警察、県、市	それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

- (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置
施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (2) 災害発生に係る消防署等への通報
消防署、市長の指定した場所、警察署へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、附近の住民に避難するよう警告する。
- (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 市における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物等所有者に対する危害防止ための措置等

危険物の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

3 県（防災安全局、保健医療局）における措置

(1) 市の実施する消火活動等の指示

市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊

に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(3) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

(4) 指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等

市から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係の指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要求する。

4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(附属資料)

・ 第5-4「危険物（石油類、毒物劇物等）大量保有事業所」

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関、県（防災局、健康福祉部）、及び市における措置

危険物等輸送機関、市及び県は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第19章 高圧ガス災害対策

■ 基本方針

- 高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	1(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置 1(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報
	市	2 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置
	県、名古屋市	3(1) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等 3(2) 災害対策本部の設置
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、県、市	それぞれ第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置

第1節 高圧ガス施設

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報

消防署又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

（附属資料）

・第5-5「ガス製造、大量保有事業所」

2 市における措置

第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

3 県（防災安全局）及び名古屋市における措置

(1) 自衛隊の災害派遣要請、指定地方行政機関の職員の派遣に係るあっせん等

第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

(2) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関、関係市町村との連絡調整を図るものとする。

4 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市又は県若しくは災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送業者、県（防災局）及び市における措置

高圧ガス輸送業者、市及び県は、それぞれ第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第20章 大規模な火事災害対策

■ 基本方針

- 大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
大規模な火事災害対策	市	1 江南市消防計画に準ずる。

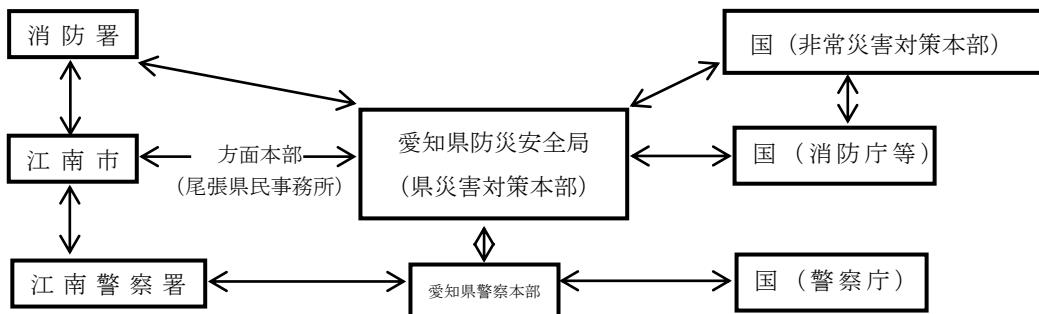
大規模な火事災害対策

1 市における措置

江南市消防計画に準じて行うものとする。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 市は、自らの消防力をもってしても、火災の鎮圧が困難な場合、他市町村へ応援を要請する。

次に掲げる市町及び航空自衛隊とは、文書等による協定に基づき、消防等に関して相互応援する。

ア 一宮市、稲沢市、岩倉市、西春日井広域事務組合、丹羽広域事務組合

イ 犬山市、小牧市、岐阜県各務原市

ウ 航空自衛隊岐阜基地、航空自衛隊小牧基地

また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行う。

- (2) 市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認

めるときは、県警察へ先導等を依頼する。

- (3) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

(附属資料)

- ・ 第5-1 「消防本部、署保有の消防力」
- ・ 第14-8 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第21章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時には、管理不全の空き家に対し、災害対策基本法等に基づき、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分の撤去や修繕等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災宅地の危険度判定	市	1(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 1(2) 被災宅地危険度判定活動の実施
	県	2(1) 被災宅地危険度判定支援本部の設置 2(2) 被災宅地判定活動の支援
第2節 被災住宅等の調査	市	被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	県、市、地方住宅供給公社、都市再生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	県	(1) 応援協力の要請 (3) 応急仮設住宅の建設 (5) 賃貸住宅の借上げ
	市	(2) 建設用地の確保 (4) 被災者の入居及び管理運営
第5節 住宅の応急修理	県	1(1) 応急修理の実施 1(2) 応援協力の要請
	市	2 応急修理に関する補助事務
第6節 障害物の除去	市	1(1) 障害物の除去の実施 1(2) 他市町村又は県に対する応援要求
	県	2 応援協力の要請

第1節 被災宅地の危険度判定

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

2 県（建設局）における措置

(1) 被災宅地危険度判定支援本部の設置

実施要綱等に基づき、市の被災宅地危険度判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

支援本部は、市の実施本部からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。

(2) 被災宅地危険度判定活動の支援

支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われるよう努める。

第2節 被災住宅等の調査

1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

(1) 住家の被害状況

(2) 被災地における住民の動向

(3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等

(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居等

1 市、県（建設局）、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

市、県、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等について、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市、県（建設局）における措置

県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市町村は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、市ごとに基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。

ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市が当該事務を行うことが

できる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当するものとする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。なお、入居者の選定にあたっては、要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡または解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は市が行う。

第5節 住宅の応急修理

1 県（建設局）における措置

(1) 応急修理の実施

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

ア 修理の対象住家

住家が半壊し又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

カ 納付対象者の範囲

半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市町村が行う。

第6節 障害物の除去

1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必

要最小限の期間を延長するものとする。

才 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 納付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行なうことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市町村は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 県（防災安全局）における措置

県は、市から応援の要求があった場合は、協定締結団体等に協力を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、私立学校設置者が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象予報等の伝達、 臨時休業及び避難等 の措置	市教育委員会	1(1) 気象警報等の把握・伝達 1(2) 臨時休業等の措置 1(3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員 の確保	市教育委員会	1(1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 1(2) 教職員の確保 1(3) 他市町村教育委員会に対する応援要求
第3節 応急な教育活動につ いての広報	市教育委員会	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の 給与	市、県	1(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の 給与 1(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

市教育委員会における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

災害等に関する情報は、第3章「情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。また、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

(2) 臨時休業等の措置

災害の発生が予想され、授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各校長が行うものとする。

ただし、各校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

市教育委員会における措置

(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 市内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

(3) 他市町村又は県に対する応援要請

自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

市教育委員会における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を來した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ア 納入する教科書、学用品等の例示は、次のとおりとする。

- (イ) 教科書及び教材
- (ロ) 文房具
- (ハ) 通学用品

イ ただし、教科書については、納入するために必要な冊数等を、「事故発生報告について（平成22年3月26日21教総第947号）別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の納入の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の納入の実施調達につき、応援を求める。

2 県（県民文化局、教育委員会）における措置

他市町村に対する応援の指示

県は、市の実施する教科書・学用品等の納入につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「2市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

（附属資料）

- ・第13-10「災害救助法施行細則及び災害救助法の適用基準」

4 その他

文教災害対策計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- ・学用品交付簿 様式第58
- ・学用品購入（配分）計画表 様式第59
- ・学用品の購入関係支払証拠書類
- ・備蓄物資払出証拠書

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 復興本部の設置等	県	1(1) 県復興本部の設置 1(2) 県復興本部の組織及び運営 1(3) 本部会議の開催
第2節 復興計画等の策定	県	1(1) 県復興方針の策定 1(2) 県復興計画の策定
	市	2(1) 市復興計画の策定
第3節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県の職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求
	市	2(1) 国の職員の派遣要請 2(2) 他市の職員の派遣要請 3(3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 復興本部の設置

県における措置

(1) 県復興本部の設置

本県において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本県の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（知事）が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 県復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

第2節 復興計画等の策定

1 県(政策企画局)における措置

(1) 県復興方針の策定

県は、県復興本部を設置した時は、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、本県の目指す復興後の姿を明確に示すため、県復興方針を定める。

なお、県域内で「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号。以下「復興法」という。)」第2条第1号に規定する「特定大規模災害」に指定される災害が発生した場合は、国が定める復興基本方針に則して、復興法第9条に基づく県復興方針を定めることとなる。

(2) 県復興計画の策定

県は、県復興方針の実現を計画的に進める必要があるときは、復興計画を策定する。

2 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

1 県(人事局)における措置

(1) 国の職員の派遣要請(復興法第53条)

知事は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請(地方自治法第252条第17号)

知事は、都道府県の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求(復興法第54条)

知事は、内閣総理大臣に対し復興法第53条の規定による指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事は、内閣総理大臣に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

2 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請(復興法第53条)

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請(地方自治法第252条第17号)

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求(復興法第54条)

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、

あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指定	市	1(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 1(2) 指定後の関係調書等の提出
第3節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握 1(2) 暴力団関係企業等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1(3) 暴力団排除に関する広報活動等
	県、市	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業

- (7) 学校教育施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市長が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

第2節 激甚災害の指定

1 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- (2) 指定後の関係調書等の提出
市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業

- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
- セ 滞水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 土地改良区等の行う滯水排除事業に対する補助
- カ 共同利用小型漁船の建造費の補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罷災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底する。

(3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。

2 市及び県における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■ 基本方針

- 市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
災害廃棄物処理対策	市	<p>1(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>1(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</p> <p>1(3) し尿の収集、処理</p> <p>1(4) ごみの収集、処理</p> <p>1(5) 動物の死体の処理</p> <p>2 周辺市町村及び県への応援要請</p>

災害廃棄物処理対策

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿の収集、処理

し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急汲取りを要する地域から実施し、収集したし尿は、し尿処理施設等に投入し、処理する。この収集処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

(4) ごみの収集、処分

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施し、収集したものは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、埋立処分等を行う。この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(5) 動物の死体の処理

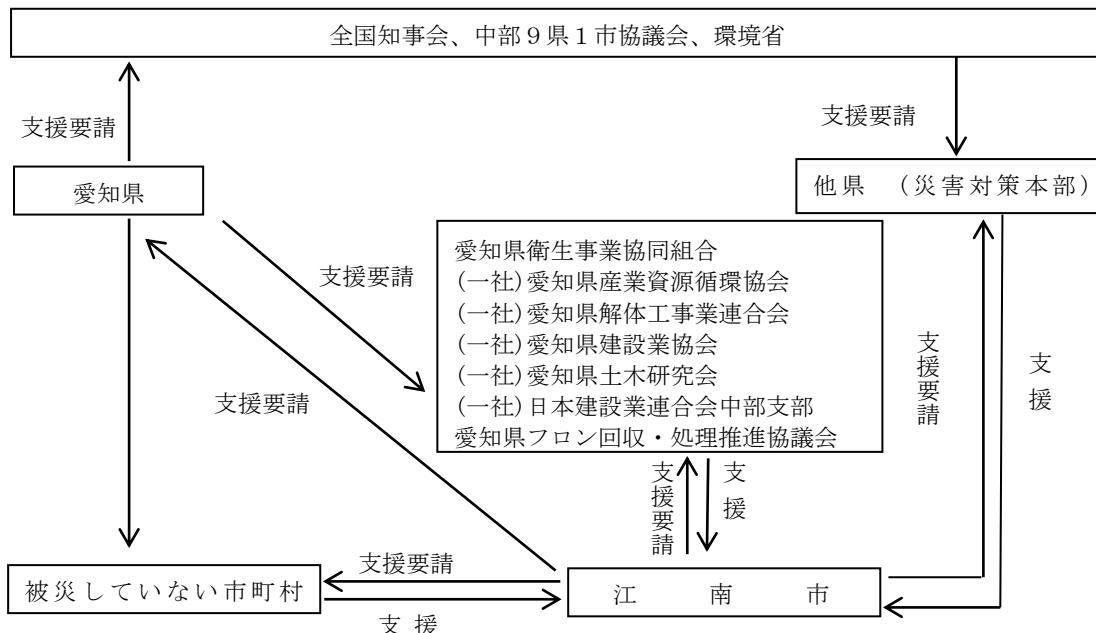
動物の死体は、原則として動物の死体処理場で処理する。動物の死体処理場で処理できないときは、県の指示を受け、環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋却する。

2 応援協力関係

市及び県は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けて「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

災害時の支援体制



(附属資料)

- ・ 第14-7 「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」
- ・ 第14-26 「し尿処理に係る災害応援協力に関する協定書」
- ・ 第14-39 「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」

第4章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）へ支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 罹災証明書の交付等	市	1(1) 罹災証明書の交付 1(2) 被災者台帳の作成
	県	2(1) 市町村への支援 2(2) 市町村への情報提供
	独立行政法人都市 再生機構	3 専門知識を有する職員の被災地への派遣
第2節 被災者への経済的支 援等	市	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 災害弔慰金等の支給 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金の受付窓口の開設、義援品の提供及 び配分
	県	2(1) 被災者生活再建支援金の支給 2(2) 県税の減免等 2(3) 被災者の権利・利益の保全 2(4) 義援金の受付、配分 2(5) 災害見舞金の支給
	日本赤十字社愛知 県支部	3 義援金品の受付
	県社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付
	生活再建支援法人 (公益財団法人都 道府県センター)	5 被災者生活再建支援金の支給
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分
第3節 金融対策	東海財務局、日本 銀行名古屋支店 県	1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営 3 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等

		の防止
		2 共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系金融機関に対する要請
第4節 住宅等対策	市	1(1) 災害公営住宅の建設 1(2) 被災住宅等の復旧相談
第5節 労働者対策	愛知労働局	1(1) 相談窓口 1(2) 事業主への監督指導等 1(3) 労災病院等への要請 1(4) 労災補償の給付 1(5) 職業のあっせん 1(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給 1(7) 暴力団等における不正受給の防止
	県	2(1) 相談窓口の設置 2(2) 就業促進

第1節 罹災証明書の交付等

1 市における措置

(1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 県（防災安全局）における措置

(1) 市町村の支援等

ア 市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(2) 市町村への情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者への経済的支援等

1 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律、江南市災害弔慰金の支給等に関する条例及び江南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

イ 災害見舞金及び浸水便槽汲取手数料助成金

江南市災害見舞金支給要綱により、災害見舞金を支給し、また、江南市浸水便槽汲取手数料助成金交付要綱により、浸水便槽汲取手数料助成金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国 2/3、県 1/3)

(3) 市税等の減免等

ア 市税

江南市市税条例の規定に基づき、災害により被害を受けた個人の市民税及び固定資産税等の納税義務者に対して、市税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予をする。

イ 国民健康保険税

江南市国民健康保険税条例の規定に基づき、災害により被害を受け、生活が著しく困難となった者に対して、国民健康保険税を減免する。

(4) 義援金の受付窓口の開設、義援品の提供及び配分

ア 義援金の受付窓口

義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金の受付を行う。

イ 義援品を提供

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

ウ 義援金品の配分

- (i) 日赤県支部に寄託された義援金は、支部と江南市と協議の上配分する。
- (ii) 報道関係、各種団体等で募集した義援金品は、被災者に配分されるが、必要に応じては、市に寄託されて被災者に配分する場合がある。

2 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集団体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市に寄託する。

7 江南市防災工事資金にかかる利子補給補助

江南市防災工事資金にかかる利子補給補助金交付要綱に基づいて、災害により被害を受けた住宅等の災害復旧又は災害防止工事をするための借入金に対し、その支払利子の一部を補助する。

8 その他

民間施設等の災害復旧の助成計画において整備保存すべき帳簿等は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------|
| ・生業・就職支度資金貸与申請書 | 様式第 71 |
| ・決定通知書 | 様式第 72 |
| ・災害救助法に基づく生業資金借用証書 | 様式第 73 |
| ・生業・就職支度資金貸付台帳 | 様式第 74 |

（附属資料）

- ・第13-13「江南市災害弔慰金の支給等に関する条例」
- ・第13-14「江南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」
- ・第13-15「江南市災害見舞金支給要綱」
- ・第13-16「江南市浸水便槽汲取手数料助成金交付要綱」
- ・第13-17「被災者生活再建支援法」
- ・第13-18「愛知県被災者生活再建支援事業費補助金交付要綱」
- ・第13-19「愛知県被災者生活再建支援金支給要綱」
- ・第13-20「江南市防災工事資金にかかる利子補給補助金交付要綱」

第3節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

(1) 通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

(2) 金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

- (イ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。
- エ 電子債権記録機関への措置
- (ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置
災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。
- (イ) 営業停止等における対応に関する措置
営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (3) 損傷銀行券等の引換
損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。
- (4) 相談窓口の設置
国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。
- (5) 国庫事務の運営
国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 県（経済産業局、農業水産局）における措置

共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じよう要請する。

3 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乘じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第4節 住宅対策

1 市における措置

- (1) 災害公営住宅の建設
被害が甚大で市において災害公営住宅の建設が困難な場合は、県が公営住宅法に基づき建設するものとする。
- (2) 相談窓口の設置
相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

第5節 労働者対策

1 愛知労働局における措置

(1) 相談窓口の設置

通院していた病院が災害等に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

(2) 事業主への監督指導等

ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。

(3) 労災病院等への要請

被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 労災補償の給付

被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

(5) 職業のあっせん

ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給

激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものみなして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

(7) 暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

2 県（労働局）における措置

(1) 相談窓口の設置

事業所の被災状況を把握するとともに、被災離職者からの相談に対して迅速に対応できる窓口を設置する。相談に当たっては、愛知労働局等が設置する相談窓口等との連携を図る。

(2) 就業促進

雇用を維持する事業主への支援策や、臨時的な雇用創出策等を検討し、必要に応じて実施

する。

また、被災離職者に対する適切な職業訓練を実施して再就職に対する取組を支援する。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

区分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
	県	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討 2(4) 観光振興
第2節 農林水産業の再建支援	市	1(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1(2) 金融支援等 1(3) 施設復旧
	県	2(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 2(2) 金融支援等 2(3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

2 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、県及び株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社商工組合中央金庫等が実施する融資制度など被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報をとりまとめ、市町村、商工団体、金融機関に速やかに提供するとともに、広く被災者に広報する。

また、商工団体等が設置する相談窓口を補完するため、必要に応じて、総合的な相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。

(3) 仮設工場・店舗等の確保策の検討

県は、被災した事業所が、修理・建替え等を行う間に一時的に使用する仮設工場・店舗等の貸与又は建設に対する支援措置を検討する。

(4) 観光振興

県は、必要に応じて、被災した観光資源の復旧支援策を検討するとともに、観光客誘致のためのイベント等を実施する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

2 県（農業水産局、農林基盤局）における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

県は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照